

官報号外

平成十二年五月三十一日

○第一百四十七回 参議院會議錄第三十号

平成十二年五月三十日(水曜日)

午前十時一分開議

○講事日程 第三十号

平成十二年五月三十一日

午前十時開議

第一 出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締
りに関する法律の一部を改正する法律及び貸
金業の規制等に関する法律の一部を改正する

法律案(衆議院提出)

第二 再生資源の利用の促進に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族
等に対する弔慰金等の支給に関する法律案(衆議
院提出)

第四 老人医療受給対象者に対する臨時老人藥
剤費特別給付金の支給に関する法律案(衆議
院提出)

第五 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(森喜朗君) この際、お諮りいたします
○議長(森喜朗君) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

井上美代君から海外渡航のため明治六月一日から
十日間の請假の申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森喜朗君) 御異議ないと認めます。
よって、許可することに決しました。

○議長(森喜朗君) この際、お諮りいたします
○議長(森喜朗君) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

本岡昭次君外一名発議に係る内閣總理大臣森喜
朗君問責決議案は、発議者要求のとおり委員会審
査を省略し、日程に追加してこれを議題とする
ことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森喜朗君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、發議者の趣旨説明を求めます。本岡昭次
君。

○本日の会議に付した案件

一、請假の件

一、内閣總理大臣森喜朗君問責決議案(本岡昭
次君外一名発議)(委員会審査省略要求事件)

一、日程第一より第五まで
一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中
も継続するの件

○本岡昭次君 私は、民主党・新緑風会、日本共
産党、社会民主党・護憲連合の三会派を代表し
て、ただいま議題となりました内閣總理大臣森喜
朗君に対する問責決議案について提案の趣旨を御
説明いたします。

まず、決議案の案文を朗読いたします。
本院は、内閣總理大臣森喜朗君を問責する。
右決議する。
以下、具体的に提案の趣旨を御説明いたします。
まず最初に申し上げたいことは、森喜朗君を首
班とする内閣の正統性の問題でございます。
故小渕前内閣總理大臣の緊急入院に際し、青木
官房長官、野中幹事長を初め一部の自民党幹部
で、青木官房長官の總理大臣臨時代理の指定に当
たってもその捏造の疑いが極めて濃厚であります
す。

しかも、国民に対する説明はおろか、議院内閣
制度のもとで内閣が国会に対して責任を負うとい
う民主主義の原点を無視し、自民党内派閥次元の
協議を優先させることによって誕生したのであり
ます。このように森喜朗君を首班とする内閣は、
もともと政権移譲について正統性に疑義のある内
閣だということです。

国家権力の継承過程には一点の曇りのあること
も許されません。

この問題は、故小渕前總理の入院をめぐる経過
が時間を追つて明らかになるにつれ、政権移譲の
不透明さを浮き彫りにさせました。

内閣の正統性が問われるこの問題について憶測
を交えて議論が沸騰したのは、当初から徹底した
秘密主義が貫かれ、国会も国民も事の真相が理解
できない状態に置かれたことに根本的な問題があ
ります。

しかし、遅ればせながら、五月十四日に順天堂
大学附属順天堂医院の水野教授等の医師団による
初めての記者会見が持たれ、それによって国民の
疑問が払拭されたかというと、全く逆に疑念は深
まるばかりであります。

その核心は、臨時代理の根拠とされてきた、有
珠山噴火の心配もあり、何かあれば万事よろしく
頼む旨の指示があつたという青木官房長官の発言
を指すものだという勝手な解釈にしても、閣議に
諮って遺憾なきを期してほしいという意味と理解
するのが組織の常道であります。自分が指名され
たという理解はどう考へても我田引水のそしりを
免れません。さらに、首相と官房長官の会話は親
兄弟と同じだと聞き直った官房長官の説明は、ま
さに公私混同、権力の私物化であります。

今や、多くの国民がその信憑性に疑問を感じて
いるのが実態であり、政権の誕生に疑問が残る内
閣の首班である森總理は即刻辞任すべきであります
す。

次に指摘したいことは、森總理の適格性に対する
疑問であります。

京都内のホテルで開かれた神道政治連盟国会議員
懇談会のあいさつで、日本の国はまさに天皇を中心とする神の国であるということを国民にしつか
り承知していただくと発言をされました。

森總理は、自民党幹事長時代からこの懇談会の
中心メンバーであり、この発言はみずから行動
理念を懇談会の活動に重ね合わせて忠実に表現さ
れたのでしおうが、總理大臣という立場をわきま
えた発言とは到底思えないであります。

この日本を天皇を中心とする神の国とみなす発
言は、いかに弁明したとしても、憲法の國民主權
の原理と相入れないばかりか、それを国民に承知
してもらおうという表現は、精神的自由を初めとする
基本的人権の尊重を規定した憲法の理念に抵触
し、象徴天皇制や政教分離の原則に反することも
明らかであります。

現行憲法を遵守する義務を負い、そのもとで法
律、制度の執行責任者である總理大臣が憲法の根
幹を否定し、近代立憲主義の考え方に対する疑義を唱え

るということとは許されざることであり、その適格性を著しく欠いたものと断ぜざるを得ません。

森総理大臣は、この発言について衆参両院等において、誤解を与えたとすれば陳謝する旨の発言を繰り返していますが、撤回する意思のないことをもまた明らかであります。

この陳謝すれども撤回せずという姿勢は、森総理大臣の憲法觀そのものをうかがわせるものであり、一歩踏み出した発言をしておいて陳謝し、その内容を撤回することなく既成認識を前進させていくという確信犯的な行動であり、決して単純ミスなどと言えないところが大きな問題なのであります。

さらに、信教の自由との関連で申し上げます。が、森総理は、さきの神道政治連盟国會議員懇談会で、神社を中心にして地域社会が栄えていくと言ふことを、みんながもう一遍そのことを勇気を持つてしっかりやることが二十一世紀がまた輝ける時代になるのではないかと思うのでありますとも述べておられます。

森総理は、一体、二十一世紀を国家権力で神社を中心とした戦前の時代に戻そっとされているのでしょうか。これはまさに時代錯誤も甚だしいと言わねばなりません。(拍手)

私の人生を振り返っても、その十五年間は天皇を中心の神の国の時代を生き、一たん緩急あれば義勇公に奉じる天皇の赤子、軍國少年として育てられた悪夢が今よみがえっています。

申し上げるまでもなく、國家神道が軍國主義と結びつき、日本のアジア侵略を正当化する理論的な支柱となつたことは疑問の余地がないところであります。戦後、日本国憲法が政教分離、信教の自由を確立した背景にはこうした歴史の教訓があるからであります。

戦前において、神社は国家の祭祀であり宗教ではないという理屈から、仏教やキリスト教などを信仰する国民にも神社への崇拜が義務づけられました。神道へ帰依することを拒んだ大本教、そし

て天理本道、日本ホーリネス教会など多くの教団が過酷な弾圧を受けたことは歴史の示すところであります。

創価学会の前身であった創価教育学会も、牧口常三郎初代会長、戸田城聖二代会長をはじめとする幹部が不敬罪と治安維持法違反で逮捕され、牧口初代会長は獄死するという弾圧を受けた生々しい歴史が存在するのであります。

また、森総理は、戦後の衆参両院において排除、失効とされた教育勅語に対し、教育勅語にはいいところもあった、教育勅語の中には時代が変わつても不变なものがあるはずだ、そのことも全部国会の決議で廃止してしまったと、教育勅語の国会の廃止を批判したのであります。

明治憲法下の教育は、天皇の大権事項でありました。その天皇の大権として発せられた教育勅語は、天壤無窮の皇運を扶翼すべく臣民に与えられたものなのであります。

したがつて、教育勅語の根本理念が王権在君、神話的国体觀に基づいているという事実は、明らかに基本人権を損ない、かつ国際的信義に対しても疑念を残すものとなるとして、衆参両院の本会議決議で教育勅語は廃止となつたのであります。

こうした教育勅語の廃止過程を見ても、森総理大臣の教育勅語に対する一連の発言は、歴史観、国家観、憲法觀から考えて、およそ総理大臣としての資質を欠いた発言を繰り返しているのであります。

しかも、子供たちの心の荒廃を象徴するさまざまな事件についても教育基本法に基づく戦後教育そのものに責任を押しつけて、教育勅語の中にある徳目や神道理念を子供に強要すれば子供たちの心の健康が取り戻せるなどと本気で思つていてはいけません。(拍手)

このようないち重なる総理の発言に対して我々は、国会活性化法に基づいて設置された国家基本政策委員会合同審査会あるいは予算委員会において

て真意をたゞそっとしたところ、与党は、理由にならない理由でこれを拒否し、反論権行使し得ないこの本会議での答弁機会にさえ異論を挟み、徹底した森隠しに終始したのであります。

これは、国民に開かれた国会を目指す理念に反するばかりか、国民の知る権利に対する否定ではありません。

また、冒頭、この場をおかりして、今は亡き故初代会長は獄死するという弾圧を受けた生々しい歴史が存在するのであります。

また、森総理は、戦後の衆参両院において排除、失効とされた教育勅語に対し、教育勅語にはいいところもあった、教育勅語の中には時代が変わつても不变なものがあるはずだ、そのことも全部国会の決議で廃止してしまったと、教育勅語の国会の廃止を批判したのであります。

明治憲法下の教育は、天皇の大権事項でありました。その天皇の大権として発せられた教育勅語は、天壤無窮の皇運を扶翼すべく臣民に与えられたものなのであります。

したがつて、教育勅語の根本理念が王権在君、神話的国体觀に基づいているという事実は、明らかに基本人権を損ない、かつ国際的信義に対しても疑念を残すものとなるとして、衆参両院の本会議決議で教育勅語は廃止となつたのであります。

こうした教育勅語の廃止過程を見ても、森総理大臣としての資質を見出すことはできません。

以上述べたとおり、森総理には総理大臣としての資格と資質が欠けています。

その上、国民の政治不信を増幅させ、国際社会における我が国の信用を著しく失墜せしめるとともに、これまでの自民党政権の失政を継承し、国民の将来不安を増幅させている責任は極めて重大であります。よって、ここに森喜朗内閣総理大臣の問責決議案を提出いたします。

良識ある議員の方々、それぞれの立場を乗り越えて、勇気を持って、あすの日本のために何ぞぞ本決議案に皆様方の御賛同を賜りますよう訴えて、趣旨説明を終わります。(拍手)

○議長(森喜朗君) 本決議案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。井上裕君。

〔井上裕君登壇、拍手〕

○井上裕君 私は、自由民主党・保守党・公明党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました森喜朗内閣総理大臣に対する問責決議案に

対し、断固反対の立場から討論をいたします。(拍手)

まず、冒頭、この場をおかりして、今は亡き故小渕前総理に対し心から哀悼の意を表したいと存じます。

二十一世紀の幕あけを間近に控え、歴史的転換期の岐路に立つ我が国にあって、森総理は、志半ばで倒れられた故小渕前総理の後を引き継ぎ、まずは景氣の本格回復と九州・沖縄サミットの成功等、その仕事に全力で取り組んでおられるところあります。そのやさき、限られた会期の中、山積する課題に対処している最中での総理大臣に対する問責決議案の提出であります。

問責決議案では、五月十五日の神道政治連盟国會議員懇談会における総理発言を挙げていますが、これは明らかに、野党諸君が総選挙を念頭に置き、不当な理屈を並べたものであると断ぜざるを得ません。(拍手)

そこで、以下、決議案に反対する理由を申し上げます。

森総理が日本国は天皇を中心にしている神の国と発言したことを取り上げ、決議案を提出した野党諸君は、これを日本国憲法に反するものとしております。

しかしながら、これについては、既に五月十七日の参議院本会議で総理御自身、御指摘の発言は、神道政治連盟国會議員懇談会の活動の経緯を紹介する趣旨で申し上げたものであります。内閣総理大臣として、日本国憲法に定める主権在民、信教の自由についてこれを尊重、遵守することに重ねて陳謝した上で、総理として、憲法に定める国民主権、信教の自由を尊重、遵守することは当然で、戦前のような天皇主権のもとで國

家神道を復活するようなことは、個人的信条としても全く考へたこともないと表明しております。さらに、森総理は、戦後、日本は歴史の反省の上に立ち、國民主權、信教の自由を憲法に定めた、この理念は今日に至るまでの間、一貫して国民から広く支持されてきたものであり、将来においても堅持すべきものと考えていると述べられております。

また、発端となつた懇談会における発言も、人の命の大切さについて触れたものであり、心に宿る文化として宗教をとらえ、信教の自由だからこそ、その神も仏も大事にしようと学校でも家庭でも社会でも教えることが最も大事なことではないかと強調されているのであります。

したがつて、この発言は、特定の宗教ではなく、会見での総理の言葉にあるように、我が国には昔からその土地の山や川や海などの自然の中に人間を超えるものを見るという考え方があつたといふ広義の宗教心の大切さから宗教的情操教育の必要性を強調したものであります。

これはいわば凶悪な少年犯罪が多発する我が国において世相を憂いた眞情の発露であつて、決して國民主権に反する発言でないことや、憲法で定める政教分離原則から逸脱したものでないことはその文脈からも明らかなのであります。

総理の発言を契機に論議すべきは、最近の青少年による想像を絶する犯罪、例えば西鉄の高速バスジャック事件や名古屋の五千万円恐喝事件等が続発する中で、どのようにして人の命の大切さへ思いやる心を取り入れ、他人を思ふ心を初め倫理観や道德心をはぐくむ取り組みを行ふかであります。この本質的な問題こそ、今、國民的論議を深め、教育改革につなげていくべきであります。

しかし、野党諸君並びに一部マスコミは、この総理の眞意は明確であるにもかかわらず、これをねじ曲げ、神の國という言葉のみをクローズアップし、曲解に基づく誤った理解を国民に喧伝し続けてゐるのであります。(拍手)

これをもつて森総理の資質を疑う野党諸君、私は断固反対して、討論を終ります。(拍手)はむしろあなたの方の不見識こそ問われるべきではないかとあえて申し上げる次第であります。

特に、ここで声を大にして強調したいのは、今月十八日午後、鳩山民主党代表は、森総理との党首会談に応じたにもかかわらず、立ったままで申し入れ書を持ってきただけで、それを告げてわずか三分で一方的に退席し、公党の信義を無視したことであります。

自民党の野中幹事長が冒頭、鳩山氏に故小渕前総理の葬儀に参列したことへの謝辞を言いかけたとき、それを通り、着席を促したにもかかわらず無視し続けたことは全く大人げなく無礼としか言いようがありません。このような非常識な言動を弄する鳩山氏こそ公党の代表としての資質が問われるべきであります。(拍手)

さらに、提案趣旨の説明において青木官房長官の総理大臣臨時代理に就任された手続について疑惑を呈していますが、これは小渕総理から万事よろしくとの指示を受け、しっかりと法手続に沿つて、官房長官は、政治に一刻の空白も生じないように的確に行動されたのであります。

また、森総理は、自民党の両院議員総会並びに衆議院の本会議、参議院本会議の正規の手続を経て、圧倒的支持のもとで総理大臣に就任されたものであり、正統性を欠くなどということは世を惑わそうとする策動としか言いようがありません。

(拍手)

以上、総選挙向けの党利党略のみに走る問責決議案と言わざるを得ません。

特に、教育改革、景気回復等重要課題が山積している中、片言隻句に飛びつく弊害、片言隻句により政策で争えという論調を野党諸君はよくよく反対の発言であります。

森総理は、言うまでもなく我が国の行政最高責任者であり、また国会議員もあります。憲法第九十九条は、「國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と規定されており、森発言はこの憲法第九十九条においても違反しているわけであります。

第二に問題としなければならないのは、森総理の発言やその後の対応が全く国民から遊離したものであります。

○議長(齋藤十朗君) 薫科滿治君。

〔薫科滿治君登壇、拍手〕

○議長(齋藤十朗君) 薫科滿治君。

○議長(齋藤十朗君) 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました森内閣総理大臣問責決議案に賛成の立場から討論を行います。

(拍手)

討論の前に、まず、先日御逝去されました前小渉内閣総理大臣の御冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、森内閣総理大臣が問責に值する最大の理由は、森総理が公の場で明らかに憲法に違反する発言をされたことにあります。

森総理は、五月十五日に開かれた神道政治連盟国会議員懇談会のあいさつの中でのように申されました。ややもすると、政府側、今の私は政府側におけるわけですが、若干及び腰になるようなことをしっかりと前面に出して、日本の國、まさに天皇を中心にしている神の國であるぞということを國民の皆さんにしっかりと承知していただく、その思いで我々が活動して三十年になるわけでした、と述べられました。

もちろん、神道政治連盟はあくまで私的な政治団体であり、それぞの主義主張に基づいた政治活動を開かれるのは自由であります。そのため、国会議員懇談会の顧問をされていた森総理の発言は公人のものであり、またその発言は、明らかに主権在民、象徴天皇、信教の自由を否定する憲法違反の発言であります。

森総理は、全く國民の心がわかつていなければ、今回、この発言の後歐州に立たれた天皇皇后両陛下のお立場やお気持ちなどに全く配慮していないのではないかと思ふんです。

森総理は、全く國民の心がわかつていなければ、今回、この発言の後歐州に立たれた天皇皇后両陛下のお立場やお気持ちなどに全く配慮していないのではないかと思ふんです。

今回の森発言は憲法にかかる重大な問題であります。

今回の森発言は憲法にかかる重大な問題であります。

森総理が正常に爾々と行われているにもかかわらず、予算委員会や国家基本政策委員会の再三にわたる開催要求をすべて無視してしまいました。これを国会軽視の総理大臣、國民不在の政治と言わずに何と言えばよいのですか。

そして、問責の第四の理由は、森総理の発言が与えた海外への悪影響です。

閣総理大臣問責決行います。(拍手)

次議案に全面的に賛成する討論を

界ニ一ツノ神ノ国「日本ヨイ国、強イ国。世界ニカガヤクエライ国」と書いてあります。これがまさに本筋の國の國よつてらります。昭和天

各国のマスコミは衝撃を持って総理発言を報道し、一齊に批判の論陣を張りました。中国では、

げ、このイデオロギーをもつてアジア諸国を侵略し植民地政策を遂行したわけであり、アジア諸国の人々は今回の森発言を聞き、まさに戦前の日本の姿を思い起こし大きな疑念と不安を持ったに違ひありません。最近とみに友好関係を深めてきた韓国においてでさえ日韓首脳会談の記者会見の質問で強い懸念が提起されました。

も、森内閣の不支持率が五〇%を超えて、支持率は二〇%台に急落しましたが、五月二十六日の森総理の祝明会見以後は、国民の六割もが祝明会見を納得しないと表明、不支持は六二%、支持はついに一三%へと、もはや内閣退陣必至という状況に急落したのであります。新聞の書評欄に最も不幸なのはかかる輕佻浮薄な總理をいただく國民です。

皇の人間宣言でも言われたとおり、この架空で思
い上がった神国日本の思想こそ、まさしく軍國主義、
侵略主義の精神的支柱、その推進力であつた
のであります。このような教育を受けて育つた多く
の若者たちが、特攻隊となつて神州不滅、尽忠
報國と書いた鉢巻きを締め、天皇陛下万歳と叫び
つつ、はるか雲流るる果てにその若き命を散らし

「中では軍服を着てゐる、ロサンゼルス・タイズは、発言は第一次世界大戦時の帝国主義の亡命を呼び起すものとまで書いています。去る二九日、森総理が訪問した韓国でも日本の右傾化懸念する声が大きく起きました。アジアと世界のこの受けとめ方は、総理がどのように言おう否定することのできない事実ではあります

これまでアジアとの共生をベースに、アジア・太平洋地域の平和と繁栄のために政府や民間の多くの関係者が地道な外交努力を積み重ね、そして日本への信頼度を逐次高めてきたわけですが、この森総理の発言は、これらの努力と成果を一轍に崩してしまった全くの愚挙でありました。

一国を代表する内閣総理大臣が不用意にこのような発言をすることは、アジア・太平洋地域を中心とした国際社会に生きる我が国にとって、全く國益を損なうものだと言わざるを得ません。（拍手）

以上、四点について申し上げましたように、森総理は総理大臣としての資格と資質を全く欠いております。加えて、問責決議案の提案理由で詳く説明されましたように、前小淵総理大臣の入閣から森内閣の発足に至るまでの間には多くの疑惑点があり、内閣そのものの正統性も問われています。

との声が転じるのは当然であります。これほどまでに国民から見放された総理のとるべき唯一の道は、もはや「まかし」の弁解で取り繕うのではなく、一刻も早く潔く退陣すること以外はないであります。（拍手）

問責に賛成する第一の理由は、日本の國、まさしく天皇を中心にしている神の國であるぞということを国民の皆さんにしつかりと承知していただきたい。森総理のこの神の国発言とその政治信条が、時代錯誤も甚だしく、國民主権、恒久平和、信教の自由を定めた日本憲法下の総理たる地位とは断じて両立せず、総理たる資格がないことであります。この森総理の神の国発言なるものが歴史的に絶縁したはずの戦前の神国思想であることは、國民にとっては誤解のしようもなく明白であります。

たのではありませんか。それにもかかわらず、総理は、神の国発言の撤回をあくまで拒否し続けています。これはまさに確信犯であります。こうして恒久平和、国民主権の我が憲法を擁護すべき義務と責任を投げ捨てた総理が直ちに退陣すべきは当然であります。

教育勅語が戦後の国会で全面的に排除・失効決議されたにもかかわらず、総理が教育勅語の中に是今日でも大切にすべきことが幾つか書かれているなどと持ち上げていることも許すことはできません。

教育勅語はあくまでも天皇の臣民としての規範であり、その最高の道徳は言うまでもなく天皇に対する忠であります。文部省の国体の本義や修身の教師用教科書でも、親に孝や兄弟に友にななどの徳目も、すべて天皇に対する忠に統一されてこそ初めてすべての行為が道徳的になり得ると明記さ

もはや森総理とその政権のもとでは日本の平和主義も、世界とアジアの平和への積極的貢献も待できません。

これまでの自民党政権は、新ガイドライン・戦法を強行し、森総理は名護への米軍最新鋭基地設計画をあくまで推進しようとして、四十年間も民間を欺き続けてきた核兵器持ち込みに関する日核密約も知らぬ存ぜぬと否定し続けています。のように、アメリカ追随の外交姿勢を受け継ぐ理には二十一世紀の日本に求められている平和外交を担う資格など断じてないと言わねばなりません。差し迫ったサミットでも、日本の総理として主催国の議長を務め、その任に当たる資格な全くないことも明白ではありませんか。

賛成の第三の理由は、このように国民主権に反する政治信条を持つ森総理を首班とする自公保連

したがいまして、私は、提案されております問題解決議案に全面的に積極的に賛成するものであります。解散・総選挙を待たずして森内閣は速やかに総辞職すべきであります。(拍手) どうか、議員各位におかれましては、良識の府

連盟の綱領は、その第一に「神道の精神を以て、日本国政の基礎を確立せんことを期す。」と呼びかけておりますが、森総理は、まさにこれを受けて、我々国會議員の会も神社本庁の御指導をいただきながらそうした政治活動をしていかなければ

れたことを見ても明白であります。教育勅語をめぐる総理の発言は、その歴史認識の欠如、憲法理念との乖離など、総理としての資質を著しく欠くものであります。賛成の第一の理由は、戦後の日本が新憲法のも

政権が居座り続けることは、国民の暮らしや経済の危機的状況をさらに耐えがたいものにすからであります。

○議長(高麗十朗君) 橋本敦君。
　　ある参議院に対する国民の期待と負託にこたえるべく、本決議案に御賛同いただきますようお願ひ申し上げ、私の賛成討論を終わります。(拍手)

ならないとまで発言しているのです。どう
言い逃れようとも、まさにこれが森総理の偽らざる
政治信条であることは、疑いの余地なく明白で
はあります。

とで永久に絶縁したはずの戦前型の国家体制への復活を世界に印象づけ、諸外国の不信を増幅させ、日本が國益を大きく損なう結果を招いており、さらに森内閣には我が国外交の自主的、平和的転

高になつて います。経済の六割を占める個人消費を拡大すること、そのためにも史上最悪水準の業率、社会保障、老後の不安の解消は急務であります。ところが、森総理がこうした国民の懸念

○橋本敦君登壇、拍手】

一九四一年に文部省が発行した小学校二年生の修身の教科書には、「日本ヨイ国、キヨイ国。世

換を期待することは不可能だということであります。

、苦しみの解決に全く無関心であることがわざの在任期間に早くも証明されたのであります。

官 報 (号 外)

例えば、雇用危機に對しては、大量解雇の法的規制と労働時間短縮、とりわけサービス業の根絶を軸とした雇用拡大こそが多くの国民の願いであり、焦眉の課題であります。財界系のシンクタンクである社会生産性本部もサービス業をなくせば九万人、残業そのものなくせば百七十一万人、合わせて二百六十万人の雇用がふえると試算しています。しかるに森総理は、サービス業を一律に悪ではないと述べて、明らかに刑事犯罪であるサービス業でさえ温存する姿勢をはつきり示したところに、労働者の権利が何たるかをわきまえず、この問題解決にいかに不熱心かがわかれているではありませんか。

また、社会保障や老後の不安解消も森総理には到底任せられないことも明らかであります。介護保険制度がスタートして二ヵ月になりますが、高い利用料負担のため、反対に従来の介護水準引き下げざるを得ないというあつてはならない事態が全国各地に起っています。その改善は国民にとって緊急重大課題であるのに、予算委員会で森総理は、事もあるうに、それは細かな問題と冷たなく突き放しました。いやしくもこれは、行政の最高責任者として到底許されない態度ではあります。

これらの大もとにあるのが、国、地方で毎年公共事業に五十兆、社会保障には二十兆円に示される、ゼネコン、大銀行には手厚く社会保障や暮らしひは冷たい、予算の使い方の逆立ちであります。我が党が提案しているように、これを転換するだけである以外、社会保障を充実させることも財政再建の道もないにもかかわらず、森総理にはその意思もたらしを守ることも将来不安を取り除くことも決して能力も見られないのです。

これでは、借金額六百四十五兆円という今日の財政危機をさらに破滅的に加速させるだけであり、その行き着く先が、政府税調などで議論されているようだ、国民全体とりわけ低所得者に打撃を与える消費税増税というのでは、国民の暮らしを守ることも将来不安を取り除くことも決して

例えば、雇用危機に對しては、大量解雇の法的な規制と労働時間短縮、とりわけサービス残業の根絶を軸とした雇用拡大こそが多くの国民の願いであり、焦眉の課題であります。財界系のシンクタンクである社会生産性本部もサービス残業をななくせば九十八万人、残業そのものにななくせば百七十一万人、合わせて二百六十万人の雇用がふえると試算しています。しかるに森総理は、サービス残業は一律に悪ではないと述べて、明らかに刑事犯罪であるサービス残業でさえ温存する姿勢をはつきり示したところに、労働者の権利が何たるかをわきまえず、この問題解決にいかに不熱心かがわらわれているではありませんか。

できないではありませんか。国民の暮らし、日本経済の立て直しのためにも、森内閣の速やかな退陣を重ねて強く要求するものであります。

目前に迫った来るべき総選挙で、我が党は、政治の転換を求める広範な国民とともに、森総理と自公保連立政権に厳しい審判を下し、二十一世紀に向かって国民こそが主人公の新しい政治の道を切り開くかたい決意を表明して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 渕上貞雄君。

[渕上貞雄君登壇、拍手]

できないではありませんか。国民の暮らし、日本経済の立て直しのためにも、森内閣の速やかな退陣を重ねて強く要求するものであります。

目前に迫った来るべき総選挙で、我が党は、政治の転換を求める広範な国民党とともに、森総理と自公保連立政権に厳しい審判を下し、「二十一世紀に向かって国民こそが主人公の新しい政治の道を切り開くかたい決意を表明して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 渡上貞雄君。

〔渡上貞雄君登壇、拍手〕

○渡上貞雄君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました森内閣総理大臣に対する問責決議案に賛成の立場から討論を行います。

去る十五日の森総理の、日本は天皇を中心とする神の国であるということを国民に承知していただくという発言を聞き、私は思わず耳を疑いました。今年は二〇〇〇年、ミレニアムの幕あけの年であります。一舉に歴史の歟車を戦前に戻そうといふ嘸然とするような妄言を最高権力者である内閣総理大臣の口から聞こうなどとは、夢にも思つていませんでした。

この総理の神の国のは、國民主権、信教の自由を定めた日本国憲法を真っ向から否定し、戦前回帰をほうふとさせるものであるということは言うまでもありません。しかも、憲法第九十九条の憲法尊重擁護義務にも違反するものであり、日本国憲法のもとでの内閣総理大臣の資格に著しく欠けるものと言わざるを得ません。

私人としての出席であり発言だと言われていますが、公私を使い分けによってその責任を逃れようとするならば余りにも無責任です。憲法九十九条は国会議員にも憲法を擁護し尊重する義務があることを定めています。総理だから不適切なのでなく、国会議員としても不適切なのであります。

しかも、政府が及び腰になるようなことでもしつかりと前面に出して国民の皆さんにしつかり承知していただくと言うに至っては、強権政治を進めれる自公保政権の本質をあらわしたものとして、到底見過すことのできない発言であると考えます。

あの日の問題発言はこれにとどまりません。神様を大事にしているからちゃんと当選させてもらえるんだなと思ってるわけでござりますと発言されています。選挙で当選するのは、神様のおかげなのですか。国民に選ばれるのではないのですか。さらに、みどりの日を昭和の日に改める祝日法についても、衆議院の審議も行われていない段階で制定と言つのは、「院制に対する無知、無理解以外の何物でもありません。

森発言は、憲法、国民を愚弄するばかりか、国際社会における日本の地位低下にも拍車をかけ、危険な國との認識を広め、アジアの諸国に不安と不信を与えることになりました。このような総理することは、国民の政治不信を増し、青少年の政治への信頼も失墜させるばかりです。

また、総理は、人の命の大切さのために宗教的な情操を深めた教育が大切であると説明会见で話されていました。しかし、宗教が引き金となつた殺人や争い、戦争は歴史の事実です。最近もサリン事件のような無差別大量殺人事件が引き起こされました。何よりもさきの大戦こそ天皇を神とする大日本帝国の宗教が引き起こした侵略戦争であつたのです。ましてや、神からいたいたい命であると言うのは、さきの大戦時の日本で行われた教育であり、国民を戦争へ駆り立てるものと軌を一にするものであります。断じて認めるわけにはまいりません。

これだけの重大な発言であり、私たち野党は、

国会での説明を求めてきました。しかし、予算委員会の集中審議や党員討論の開催の要求にもかかわらず、短時間の記者会見で事を済ませて逃げの姿勢に終始する総理や与党的対応は、甚だしい国會輕視であり、極めて無責任な態度と言わなければなりません。内閣総理大臣は、何よりもまず国会においてみずから責任を果たさなければならぬのではないのですか。何のために党首討論会がつくられたのですか。まさに国家の基本政策ではありませんか。また失言が出ることを恐れているとしか考えられません。

さて、わびるとは、みずからの発言が誤りであることを認め、撤回して初めて成り立つものであります。しかし、説明会見では、発言の正当性を強弁するばかりで、誤解があればおわびするとした国会答弁と変わりなく、神の國発言は何ら撤回されてしまいます。取つてつけたような言いわけや珍解釈を幾ら繰り返しても、しょせんごまかしであります。政治は人々の魂への言葉の彫刻であります。総理としての発言は重きにして影響は大であります。天皇が象徴であるといえ、日本国憲法では、日本の中心は主権者である国民であるはありません。政治は人々の魂への言葉の彫刻であります。天皇が象徴であるといえ、日本国憲法では、日本の中心は主権者である国民であるは

ずです。

国民の誤解と言われますが、だれも誤解はしていません。まさに、総理の発言を総理のお考そものと理解しているからこそ不安を感じ問題にしているのであります。幾ら説明されても、幾ら弁解されても、発言を撤回しないということは、それが本心だからではないでしょうか。

昨年来、周辺事態法、盜聴法、住民基本台帳法、憲法調査会設置、日の丸・君が代法制化等国民の危惧する法律が相次いで強行されました。そして、教育改革に名をかりた教育勅語の再評価、昭和の日の制定の動き等と続いています。そこに森総理の神の國発言が行われたことの重大さを社民党は強調したいと思います。

総理の失言は、まさに保守層の本音であり、強権政治の行き着く先を象徴しているものであると

内閣総理大臣森喜朗君問責決議案、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案、再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案等に關する法律の一部を改正する法律案

1

と言えます。今次総選挙の最大の争点は、将来的に憲法改悪まで企図する森自公保政権に終止符を打てるかどうかということが改めて明瞭になつてい

○議長(斎藤朗太君) これより開票いたします。
投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

われましたが、その詳細は会議録に譲ります。
質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

経過と結果を御報告申し上げます。

以上、申上げて、このよう二、過去の里合など、このよろづや総理を選んだ上党的責任も重大で、小渕前総理の入院発表、青木官房長官の臨時代理の就任、小渕内閣総辞職、森総理の選出と至る経過の背後に一体何があつたのか、その不透明性はこれまで幾度ともなく指摘をされてきたところです。医師団の会見や病室の写真によって、今なお不透明は晴れないばかりか、一層疑惑を増しています。

○議長(高橋十朗君) 投票の結果を報告いたしま
す。 [参考投票率を計算]
投票総数 一百四十一票
白色票 一百八票
青色票 百三十四票
よって、本決議案は否決されました。(拍手)

なお、本法律案に対し附帯決議が付されたります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

（拍手）
定し、「民主主義」に踏み出たよな、憲法の理念を存続させ、民主主義を踏みにじる森内閣は一刻も早く退陣すべきであります。社民党は、憲法を守り、民主主義を取り戻すために全力を擧げて闘う決意であることを表明し、賛成討論を終わります。

一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とした。

投票總數
二百四十二

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。
足立良平君外九十一名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されておりま

します。
まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委員長平田健二君。

賛成
反対
よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし
た。 (拍手)

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

○平田健一君登壇、拍手
平田健一君登壇、拍手
ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(新藤十朗君)　日程第一　再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

議場の閉鎖を命じます
議場閉鎖
〔参考氏名を点呼〕
投票執行

てありまして、最近においては日銀貸金業者の業界で、運営の実情にかんがみ、日賃貸金業者が金銭の貸し付けを行う場合の上限金利を引き下げるとともに、貸し付け条件の提示を行う場合の規制等につ

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤朗君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

いて定めるものであります。
委員会におきましては、提出者衆議院大蔵委員長代理、理事石井啓一君より趣旨説明を聴取した

〔石渡清元君登壇、拍手〕

後、日賦貸金業者の営業実態等について質疑が行

につきまして、国土・環境委員会における審査の

官 報 (号 外)

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(西原十朗君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(高藤十朗君) 日程第三 平和条約国権譲渡
脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支
給に関する法律案(衆議院提出)を議題といたしま
す。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長小
川勝也君。

○議長（齋藤十朗君）投票開始間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

ための措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、本法律案が提出された経緯、薬剤一部負担金制度と老人に対する臨時特例措置の合理性、速やかに医療保険の抜本改革を行いう必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀬藤十朗君) これより採決をいたします。

○議長(高橋十朗君) 間もなく投票を終了いたします。
——にて投票を終了いたします。

○議長(高橋十朗君) 投票の結果を報告いたします。
〔投票終了〕

本局議事係費
一百二十一
百六十四
七十二

よって、本案は決きました（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第五 特定放射性廃棄物

物の最終処分に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長成瀬守重君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

平成十二年五月三十一日 参議院会議録第三十号

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案
人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

医療受給対象者に対する臨時老

〔成瀬守重和登壇、拍手〕

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。
○議長(齋藤十朗君) これより採決をいたしま
以上、御報告申し上げます。(拍手)
ための措置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、本法律案が提出された
経緯、薬剤一部負担金制度と老人に対する臨時特
○成瀬守重君 拍手) ただいま議題となりました法律案
につきまして、経済・産業委員会における審査の

平成十二年五月二十一日 参議院会議録第二十号 委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

11

賛成	一百三十七
反対	二百三十七

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(新藤十郎君) 一この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

○議長(斎藤太朗君) 御異議ないと認めます。
よつて、本件は各委員長及び各調査会長要求の
とおり決しました。

午前十一時二十六分散会

議員 議長 副議長 斎藤 箕野 十朗君 久光君

一、平成十年度一般会計歳入歳出決算、平成十年度特別会計歳入歳出決算、平成十年度国税収納金整理資金受支計算書、平成年度政府関係機関決算書

二、平成十年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、平成十年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

政監視委員会

一、行政監

情に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

共生社会に関する調査会

一、共生社会に関する調査

○議長(斎藤十朗君) 本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

官 報 (号 外)

去る二十六日調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

- 一、国民生活・経済に関する調査会
- 一、国民生活・経済に関する調査会
- 一、共生社会に関する調査会
- 一、共生社会に関する調査

平成十二年五月三十一日 参議院会議録第三十号 議長の報告事項

富権 練三君		八田ひろ子君		大脇 雅子君		小林 元君	
阿部 幸代君		辰美君		柳田 澄子君		佐藤 道夫君	
清水 澄子君		谷本 紀子君		林 絹方		井上 美代君	
柳田 澄子君		勝木 健司君		柳田 純子君		須藤美也子君	
佐藤 道夫君		笠井 靖夫君		佐藤 道夫君		長谷川 清君	
西山登紀子君		市田 忠義君		西山登紀子君		岩佐 恵美君	
長谷川 清君		橋本 敦君		大渕 絹子君		日下部穂代子君	
岩佐 恵美君		田 英夫君		久保 亘君		吉川 春子君	
井上 美代君		正和君		市田 忠義君		吉岡 吉典君	
須藤美也子君		大藏大臣		橋本 敦君		松前 達郎君	
長谷川 清君		厚生大臣		田 英夫君		吉岡 吉典君	
岩佐 恵美君		通商産業大臣		大藏大臣		吉岡 吉典君	
井上 美代君		國務大臣		青木 幹雄君		吉岡 吉典君	
須藤美也子君		國務大臣		森 喜朗君		吉岡 吉典君	
長谷川 清君		(内閣官房長官)		宮澤 喜一君		吉岡 吉典君	
岩佐 恵美君		農林水産委員会		丹羽 雄哉君		吉岡 吉典君	
井上 美代君		農林水産委員会		深谷 隆司君		吉岡 吉典君	
須藤 道夫君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
福島 瑞穂君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任		佐藤 伸		吉岡 吉典君	
内藤 正光君		辞任					

阪崎トミ子・川橋幸子・北澤俊美・小宮山洋子・東彰・久保木俣・佐藤泰介・小林峰男・元亘・勝不健司
 興石・佐藤雄平・佐藤充・佐藤勤・小山峰男・高峰眞野・谷林正昭・佐藤貞子・佐藤泰介・佐藤勤・小林峰男・元亘
 管川健二・千葉千葉・竹村泰子・竹村泰子・坂野高嶋・谷林正昭・佐藤貞子・佐藤泰介・佐藤勤・小林峰男・元亘
 寺崎昭久・直嶋正行・寺崎昭久・直嶋正行・堀角田・内藤正光・堀角田・内藤正光・堀角田・内藤正光・堀角田・内藤正光
 長谷川清・廣中和歌子・長谷川清・廣中和歌子・羽田雄一郎・羽田雄一郎・羽田雄一郎・羽田雄一郎・羽田雄一郎・羽田雄一郎
 本田良一・藤井泰子・藤井泰子・松崎俊久・松崎俊久・平田健二・平田健二・平田健二・平田健二・平田健二・平田健二
 藤井泰子・松崎俊久・円より子・圓より子・峰崎達郎・峰崎達郎・峰崎達郎・峰崎達郎・峰崎達郎・峰崎達郎
 篠瀬進・山下八洲夫・山下八洲夫・阿部幸代・阿部幸代・前川忠夫・前川忠夫・前川忠夫・前川忠夫・前川忠夫・前川忠夫
 本池和田洋子・大沢岩佐・大沢岩佐・和田洋子・和田洋子・吉田峰嶺・吉田峰嶺・吉田峰嶺・吉田峰嶺・吉田峰嶺・吉田峰嶺
 池田幹幸・西山登紀子・西山登紀子・岩佐恵美・岩佐恵美・柳田峰嶺・柳田峰嶺・柳田峰嶺・柳田峰嶺・柳田峰嶺・柳田峰嶺
 須藤美也子・須藤美也子・辰美晃・辰美晃・市田吉田・市田吉田・市田吉田・市田吉田・市田吉田・市田吉田
 烟野君枝・吉岡典子・宮本岳志・大渕敬義・梶原仁・谷本日下部禮代子・谷本巍・照屋喜徳
 林紀子・吉岡典子・宮本岳志・大渕敬義・梶原仁・谷本日下部禮代子・谷本巍・照屋喜徳
 八田ひろ子・山下筆坂・山下筆坂・橋本富権・橋本富権・小泉練三・小泉練三・親司靖夫・親司靖夫・美代溝治・美代溝治
 清水蒼野・大脇吉川・芳生春子・雅子秀世・秀世雅子・敦

田淵上	貞雄	三重野栄子	福島瑞穂
田村	秀昭	高橋	令則
戸田	邦司	平野	貞夫
渡辺	秀央	島袋	宗康
中村	敦夫		
參議院議長	斎藤	十朗殿	
内閣総理大臣森喜朗君問責決議			
本院は、内閣総理大臣森喜朗君を問責する。	右決議する。		

理由

森総理大臣の「日本国は天皇中心にしているが、その國であることを国民に承知していただき」との発言は、明確な憲法違反、憲法否定であり、総理大臣としての資格と資質を全く欠いたものである。

出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

案

平成十二年五月三十日

財政・金融委員長 平田 健一
参議院議長 斎藤 十朗殿

益の保護を図るため、日賦貸金業者が業として運営を行う場合の上限金利を引き下げるとともに、日賦貸金業者が貸付条件等の掲示を行う場合等における規制等について定めるものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附 帯 決 議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　日賦貸金業者に係る出資法の特例措置については、出資法本則の貸金業者の上限金利に関する検討状況を踏まえつつ、資金需給の動向等を総合的に勘案して検討を加え、必要な見直しを行いうものとする。

一　日賦貸金業者に対し、引き続き、出資法の規定を厳守するよう指導・監督するとともに、都道府県に対しその趣旨を要請すること。また、暴力的取り立てなどの悪質な行為は、嚴重に取り締まること。

右決議する。

右の本院提出案をここに送付する。

平成十二年五月二十二日

参議院議長　齋藤　十朗殿

衆議院議長　伊藤宗一郎

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

では、出資法本條の貸金業者の「附帯料」に關する検討状況を踏まえつつ、資金需給の動向等を総合的に勘案して検討を加え、必要な見直しを行ふものとする。

一　日賦貸金業者に対し、引き続き、出資法の規定を厳守するよう指導・監督するとともに、都道府県に対しその趣旨を要請すること。また、暴力的取り立てなどの悪質な行為は、嚴重に取り締まること。

右決議をする。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業者の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十二年五月二十三日

(出資の受け入れ等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正) 第一条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「百九・五パー・セント」を「五十・七五パー・セント」に、「百九・八パー・セント」を「五十四・九パー・セント」に、「〇・三パー・セント」を「〇・一五パー・セント」に改める。

附則第九項第三号中「百分の七十」を「百分の五十」に改める。

附則第十一項中「第三十六条第四号」を「第三十六条第九号」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正) 第二条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「(貸付条件等の掲示)」に改め、同条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 日賦貸金業者(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)附則第九項に規定する日賦貸金業者をいいう。以下同じ。)である場合にあつては、その旨、同項に規定する業務の方法(同項第一号の總理府令の内容を含む。)及び日賦貸金業者は同項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営む」とができない旨第十五条中「貸付けの利率その他總理府令で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 貸付けの利率

二 日賦貸金業者である場合にあつては、前条第四号に掲げる事項

三 前二号に掲げるもののほか、總理府令で

官 報 (号 外)

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

再版會報の刊行の足跡(二)――成三郎著『新編日本ハガキ』

再生資源の利用の促進に関する法律(平成二年法律第四十号)

題名を次のように改める。

第第三章	第第四章	第第五章	第第六章	第第七章	第第八章
特定期業種	第一種製品	第二種製品	第三種製品	第四種製品	第五種製品
指定期定製品	第一副產品	第二副產品	第三副產品	第四副產品	第五副產品
則定期定製品	第一產物	第二產物	第三產物	第四產物	第五產物
第二則定期定製品	第一第一條	第二第一條	第三第一條	第四第一條	第五第一條
二十一則定期定製品	第一第二條	第二第二條	第三第二條	第四第二條	第五第二條
二十六則定期定製品	第一第三條	第二第三條	第三第三條	第四第三條	第五第三條
二十八則定期定製品	第一第四條	第二第四條	第三第四條	第四第四條	第五第四條
二十九則定期定製品	第一第五條	第二第五條	第三第五條	第四第五條	第五第五條
三十一則定期定製品	第一第六條	第二第六條	第三第六條	第四第六條	第五第六條
三十二則定期定製品	第一第七條	第二第七條	第三第七條	第四第七條	第五第七條

第十四条(第二十一条)
第十五条(第二十二条)
第十六条(第二十三条)に改める。

第一條に「再生資源の発生量が増加し、その」を「資源が大量に使用されていることにより、使用済み品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の」に、「再生資源の利用」を「使用済み品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用」に改める。

第二条第五項中「副産物であつて」を「エネル
ギーの供給又は建設工事に係る副産物であつて」
に改め、同項を同条第十三項とし、同条第四項中
「第一種指定製品」を「指定表示製品」に改め、同項
を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加え
る。

る製品にあっては、当該製品又は当該他の製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業を行ふ者が自主回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収すること）を以て回収することを経済的に可能であつて、その自主回収がされたもの全部又は一部の再資源化をすることが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その再資源化をすることが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

第二条第三項中「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、同項を同条第十項とし、同条第二項中「特定業種」を「特定再利用業種」に、「再生資源」を「再生資源又は再生部品」に、「これら」を「これら」に、「再生資源の」を「再生資源又は再生部品の」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 その可能性のあるものをいう。

7 この法律において「特定省資源業種」とは、副産物の発生抑制等が技術的及び経済的に可能であるか、かつ、副産物の発生抑制等を行うことができる当該原材料等に係る資源及び当該副産物に係る再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める原材料等の種類及びその使用に係る副産物の種類ことに政令で定める業種をいう。

8 第二条に第一項から第三項までとして次の二三項を加える。

この法律において「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(放射性物質及びこれによつ

び再生部品の利用による資源の有効な利用(以下この章において「資源の有効な利用」という)を、
に、「再生資源の利用の」を「資源の有効な利用の」に改め、同条第二項中「再生資源の種類」とにこれを利用し、又は利用すべき者の利用の目標」を「製品の種類及び副産物の種類」との原材料等の使用の合理化に関する目標、再生資源の種類及び再生部品の種類」とのこれららの利用に関する目標、製品の種類」との長期間の使用の促進に関する事項」に、「再生資源の利用」を「資源の有効な利用」に改める。

第四条中「再生資源を利用するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう」を「原材科等の使用的合理化を行うとともに、再生資源

製品であつて、それに係る原材料等の使用の合理化、その長期間の使用の促進その他の当該製品に係る使用済物品等の発生の抑制を促進する効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

第二条第一項中「一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に伴い副次的に得られた物品(以下「副産物」という。)」を「使用済物品等又は副産物」に改め、「(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 この法律において「再生部品」とは、使用済物品等のうち有用なものであつて、部品その他の製

2 この法律において「副産物」とは、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に關する工事(以下「建設工事」という。)に伴い副次的に得られた物品(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

3 この法律において「副産物の発生抑制等」とは、製品の製造又は加工に使用する原材料、部品その他の物品(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)(第二条第一項に規定する燃料を除く。以下「原材料等」という。)の使用の合理化により当該原材料等の使用に係る副産物の発生の抑制を行うこと及び当該原材料等の使用に係る副産物の全部又は一部を再生資源として利用することを促進することをいう。

て汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「副産物」とは、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に伴い副次的に得られた物品(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

平成十二年五月二十一日 参議院会議録第二十号 再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、第六章中同条を第三十六条とする。

第十九条中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、同条を第二十五条とする。

第十八条の見出し中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、同条第一項中「工場又は」を削り、「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該指定副産物に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に関する技術水準その他的事情を勘案して定めるものとし、これら的事情を勘案して定めるものとして、これら的事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

第十八条を第三十四条とする。

〔第八章 指定副産物〕を「第九章 指定副産物」に改める。

第十七条第一項中「第二種指定事業者があるときは、当該第二種指定事業者」を「指定表示事業者〔中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第一条第五項に規定する小規模企業者その他〕の政令で定める要件に該当するものを除く。」があるときは、当該指定表示事業者に改める。

〔指定再資源化事業者の判断の基準となるべき事項〕

第八章 指定再資源化製品

〔指定再資源化事業者の判断の基準となるべき事項〕

第二十六条 主務大臣は、指定再資源化製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、次に掲げる事項に關し、指定再資源化製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者（指定再資源化製品を部品として使用する政令で定める製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者を含む。以下「指定再資源化事業者」という。）の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

一 使用済指定再資源化製品（指定再資源化製品が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。以下同様。）の自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項

二 使用済指定再資源化製品の再資源化の目標に関する事項及び実施方法に関する事項

三 使用済指定再資源化製品について市町村から引取りを求められた場合における引取りの実施、引取りの方法その他の市町村との連携に関する事項

四 その他自主回収及び再資源化の実施に関する事項

五 必要な事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該使用済指定再資源化製品に係る自主回収及び再資源化の状況、再資源化に関する技術水準、市町村が行う收集及び処分の状況その他事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

〔使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化的認定〕

第十七条 指定再資源化事業者は、単独に又は共同して、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化を実施しようとするときは、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

（変更の認定）

第二十八条 前条第一項の認定を受けた指定再資源化事業者（以下「認定指定再資源化事業者」と

〔指導及び助言〕

第二十九条 第二十九条及び第三項の認定に准用する。

（認定の取消し）

第三十条 主務大臣は、第二十七条第一項の認定による変更の認定を含む。次項及び次条において同じ。）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る自主回収及び再資源化のための措置について、公正取引委員会に意見を求めることができる。

第三十一条 主務大臣は、同一の業種に属する事業を営む二以上の指定再資源化事業者の申請に係る自主回収及び再資源化に当たつて、同一の規定期定による変更の認定を含む。次項及び次条において同じ。）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る自主回収及び再資源化のための措置について、公正取引委員会に意見を求めることができる。

第三十二条 主務大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定により意見を求められた自主回収及び再資源化のための措置であつて主務大臣が第二十七条第一項の規定により認定をしたものについて意見を述べることができる。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律における配慮）

第三十三条 環境大臣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の規定の適用に当たつては、第二十七条第一項の規定による認定に係る自主回収及び再資源化の実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

品の自主回収及び再資源化を促進するため必要があると認めるときは、指定再資源化事業者による判断の基準となるべき事項を勘案して、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化について必要な指導及び助言をすることができる。

第五章 第一種指定製品を**第七章 指定表**に改め、同条を第二十四条とする。

正する法律案

利用促進製品」に改める。

べき事項を勘案して、使用済物品等の発生の抑制について必要な指導及び助言をすることがで
きる。

— 1 —

第三十三条 主務大臣は、旨定再資原ヒ事業者で
付製品の自三回迄ヒ早急行ヒレヒ必要な
指導及び助言をすることができる。

第三十五条の見出しを「勧告及び命令」に改め、同条第一項中「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に、「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、「第十三条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第一項中「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項第一項を第十五項第一項に改め、同条第三項中「特定事業者」を「特定再利用事業者」に改め、同条第三項中「特定事業者」を「特定再利用事業者」に改め、「特定業種」を「特定再利用業種」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、「(国家行政組織法昭和二十三年法律第二百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。」を削り、第三章中同条を第十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第二十一条 主務大臣は、指定省資源化事業者であつて、その製造又は販売に係る指定省資源化製品の生産量又は販売量が政令で定める要件に該当するものの当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制が第十八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定省資源化事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の差止の印判に附し必要な措置とするべき旨り

準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定再資源化事業者に対する対し、その判断の根拠を示して、当該使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化に関する必要な措置をとるべき旨の勧告をすることがあります。

指定再利用促進事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の促進を著しく害すると認めるときは、審議

第十八条 主務大臣は、指定省資源化製品に係る
使用済物品等の発生の抑制を促進するため、主
務省令で、指定省資源化製品の製造、加工、修
理又は販売の事業を行う者以下「指定省資源化
事項」
(指定省資源化事業者の判断の基準となるべき)

3 2
主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定再資源化事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定再利用促進事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 事業者」という。の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

指定再資源化事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該使用済

第十四条 中「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に改め、同条を第二十一条とする。

は、当該指定省資源化製品に係る使用済み物品等の発生の抑制の状況、使用済み物品等の発生の抑制に関する技術水準その他の事情を勘案して定期的に定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必

指定再資源化製品の自己回収及び再資源化を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定再資源化事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三条の見出し中「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に改め、同条第一項中「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、「第一種指定事業者」を「指定再利用促進事業者」に改め、同条第二項中「第一種指定製品」を「指定再利用促進製品」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、同条を第二十一条とする。

3 要な改定をするものとする。
第十一条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。
(指導及び助言)

第十一條中「特定事業者」を「特定再利用事業者」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、同条を第十六条とする。

第十条の見出し中「特定事業者」を「特定再利用事業者」に改め、同条第一項中「特定業種」を「特定再利用業種」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、「特定事業者」を「特定再利用事業者」に改め、同条第二項中「特定業種」を「特定再利用業種」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加え、「特定事業者」を「特定再利用事業者」に改め、同条を第十六条とする。

品」を加え、同条第二項を次のように改める。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規

定する改定をしようとする場合に準用する。

「第三章 特定業種」を「第四章 特定再利用業」と改める。

「権」に改める
第九条の次に次の二章を加える。

第三章 特定省資源業種

項) 第十條 主務大臣は、特定省資源業種に係る原材

第一回 三種の目的 特別行動法とその運用 料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制

及び当該副産物に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、副産物の発生抑制等のた

めに必要な計画的に取り組むべき措置その他の措置に關し、工場又は事業場において特定省資

源業種に属する事業を行う者(以下「特定省資源事業者」といふ。)の判断の基準となるべき事項

事業者」といふのは半島の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定省資源業種に係る原材料等の使用

の合理化による副産物の発生の抑制の状況、原
材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑
制の状況

材料等の使用の合理化、新薬開発の実績の推進に関する技術水準その他の事情及び当該副産制に関する技術水準

物に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に関する技術水準その他の事情を勘案

して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改正をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準と
はるべき事項を定め、又は前項に規定する政令

なるべき事項を定め 又は前項に規定する改定をしようとするときは、資源の再利用の促進に係る環境の保全の観点から、環境大臣と協議し

「世界の底辺の貧乏な人たちは、なぜ生き残るのか？」

(指導及び助言)

あると認めるときは、特定省資源事業者に
対し、前条第一項に規定する判断の基準となる
べき事項を勘案して、副産物の発生抑制等につ
いて必要な指導及び助言をすることができる。
計画の作成
十二条 特定省資源事業者であつて、その事業
年度における当該特定省資源事業者の製造に係
る政令で定める製品の生産量が政令で定める要
件に該当するものは、主務省令で定めるところ
により、第十条第一項に規定する判断の基準と
なるべき事項において定められた副産物の発生
抑制等のために必要な計画的に取り組むべき措
置の実施に関する計画を作成し、主務大臣に提
出しなければならない。

(環境大臣との関係) 意見を聽いて、当該特定省資源事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（附 則）

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（処分等の効力） 第二条 この法律による改正前の再生資源の利用の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律の相当規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置） 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討） 第四条 政府は、この法律の施行の日から七年以内に、この法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（一部改正）） 第五条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一
年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する法律） 第二条第一項第十六号イ中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進による資源の有効な利用の促進に関する法律」に改める。

進に関する法律」に、「第一条第一項」を「第二条

第四項」に改める。

(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第六条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一号中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第一条第二項」を「第二条第八項」に改める。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第七条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改めることとする。

第一条第三項中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第一条第一項」を「第一条第四項」に改め、同条第四項第六号中「再生資源の利用の促進に関する法律第二条第四項」を「資源の有効な利用の促進に関する法律第二条第十一項」に改める。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正)

第八条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第六百十一号)の一部を次のように改めることとする。

第三十六条中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改める。

(特定家庭用機器再商品化法の一部改正)

第九条 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)の一部を次のように改めることとする。

第四十八条中「再生資源の利用の促進に関する法律」に改める。

る法律を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改める。

審査報告書

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案においては、次に掲げる者をいう。

平成十二年五月三十日

総務委員長 小川 勝也

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等の置かれていた特別の状況にかんがみ、人道的精神に基づき、弔慰の意等を表すため、これらの者に弔慰金等を支給するための措置を講じようとするものであって、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案右の本院提出案をここに送付する。

平成十二年五月十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、人道的精神に基づき、平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関し必要な事項を定めるもの

とする。

(平和条約国籍離脱者等)

第二条 この法律において「平和条約国籍離脱者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「出入国管理特例法」という。)第二条第一項に規定する平和条約国籍離脱者

二 出入国管理特例法第二条第一項に規定する平和条約国籍離脱者の子孫

三 彌化により日本の国籍を取得し引き続き日本国籍を有する者であつて、当該彌化をした時において前二号に掲げる者(当該彌化をした時が出入国管理特例法の施行前であつたときは、当該彌化をしなかつたとしたならば出入国管理特例法の施行により前二号に掲げる者となつたであろうと認められる者)であつたもの

(旧軍人軍属等)

第二条 この法律において「旧軍人軍属等」とは、次に掲げる者をいう。

一 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二十一号)による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号。以下「改正前の恩給法」という。)第十九条に規定する軍人、準軍人その他元の陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準すべき者(戦時又は事変に際して臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件(明治三十八年勅令第四百三十三号)に規定する文官を含む。以下「旧軍人」という。)

二 元の陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉱員(死亡した後において、死亡の際にさかのばつてこれらの身分を取得した者及び第十号に掲げる者を除く。)

三 旧国家総動員法(昭和十三年法律第五十五

号。旧関東州国家総動員令(昭和十四年勅令第六百九号)を含む。)に基づいて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員

四 次に掲げる者

イ 南満洲鉄道株式会社(南満洲鉄道株式会社に関する件(明治三十九年勅令第百四十号)に基いて設立された会社をいう。)及び次に掲げる法人の職員で、元の陸軍又は海軍の指揮監督の下に前二号に掲げる者の業務と同様の業務に専ら従事中のもの

ハ 昭和二十年三月二十三日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基づいて組織された国民義勇隊の隊員

イ 昭和十四年十二月二十一日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基づいて組織された満洲開拓青年義勇隊の隊員(昭和十二年十一月三十日の閣議決定満洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含む。)又は当該満洲開拓青年義勇隊としての訓練を修了して集団開拓農民となつた者により構成された義勇隊開拓団の団員(当該満洲開拓青年義勇隊の隊員でなかつた者を除く。)

カ 昭和十八年六月二十六日以後北方緊急軍土建事業に従事中の勤労挺身隊の隊員

ハ 元の海軍の指揮監督の下に防空、洋上監視等の軍事任務に従事中の漁船の船員

イ イからハまでに掲げる者と同視すべき者として総務大臣が指定する者

カ 事変地又は戦地に準ずる地域における勤務(元の陸軍又は海軍部内の官衙又は特務機関における勤務を除く。)に従事中の元の陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉱員

カ 事変地又は戦地に準ずる地域における勤務(元の陸軍又は海軍部内の官衙又は特務機関における勤務を除く。)に従事中の元の陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉱員

カ 旧特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)第一条に規定する特別未帰還者

カ 第二百七十九号第一条に規定する特別未帰還者

者

六 元の陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加民義勇隊の隊員

七 昭和二十年三月二十三日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基づいて組織された国民義勇隊の隊員

八 昭和十四年十二月二十一日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基づいて組織された満洲開拓青年義勇隊の隊員(昭和十二年十一月三十日の閣議決定満洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含む。)又は当該満洲開拓青年義勇隊としての訓練を修了して集団開拓農民となつた者により構成された義勇隊開拓団の団員(当該満洲開拓青年義勇隊の隊員でなかつた者を除く。)

九 旧特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)第一条に規定する特別未帰還者

九 第二百七十九号第一条に規定する特別未帰還者

平成十二年五月三十一日 参議院会議録第三十号 平和条約国籍離脱者等に対する弔慰金等の支給に関する法律案

一〇

大臣が当該死^亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認める者に限る。の遺族

三 旧軍人軍属又は旧軍人軍属であった者で、旧次の終戦に関連する非常事態に当たり、旧軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡したものの(総務大臣が当該死^亡を公務上の負傷又は疾病による死^亡と同視することを相当と認めるものに限る)の遺族

四 旧軍人軍属又は旧軍人軍属であつた者で、前項に規定する事変地若しくは戦地又は當該戦地であつた地域における在職期間内に行為に関連して当該地域において死^亡したもの(当該死^亡が大赦令(昭和二十年勅令第五百七十九号)第一条各号、大赦令(昭和二十一年勅令第五百十一号)第一条各号及び大赦令(昭和二十七年政令第百十七号)第一条各号に掲げる罪以外の罪に当たる行為に関連するものであることが明らかでないと総務大臣が認めるものに限る)の遺族

(重度戦傷病者)

第七条 この法律において「重度戦傷病者」とは、

旧軍人軍属等であつた者で、昭和十二年七月七日以後(旧軍人軍属であつた者にあっては、同日以後の在職期間内)に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病により、施行日において恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度の障害の状態にあるものと。の遺族

(重度戦傷病者の遺族)

第八条 この法律において「重度戦傷病者の遺族」とは、昭和十二年七月七日以後(旧軍人軍属にあっては、同日以後の在職期間内)に公務上負傷し、又は疾病にかかるたる旧軍人軍属等又は旧軍人軍属等であつた者(当該負傷又は疾病による障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度又は同法別表第一号表ノ三の第一款症

に該当する程度の障害の状態にあつた者に限る)で、当該負傷又は疾病以外の事由により昭和十六年十二月八日から施行日の前日までの間に死亡したものの遺族をいう。

の前日以前に、前条に規定する遺族(以下この項において「遺族」という)以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。

配偶者(死^亡した者の死亡の日以後施行日

の前日以前に、前条に規定する遺族(以下この項において「遺族」という)以外の者の養子

となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。

したものとみなしその一人に対しても弔慰金の支給を受けける権利の裁定は、全員に対してもしたものとみなす。

第十二条 弔慰金等の支給の請求は、施行日から起算して三年以内に行わなければならない。

前項の期間内に弔慰金等の支給の請求をしなかつた者には、弔慰金等を支給しない。

(請求期限)

第十三条 弔慰金の額は、死^亡した者一人につき二百六十万円とする。

見舞金の額は、重度戦傷病者一人につき一百万円とする。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、弔慰金等を支給しない。

(弔慰金等の支給を受けることができない者)

額は、重度戦傷病者一人につき二百万円とする。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、弔慰金等を支給しない。

(弔慰金等の支給を受けることができない者)

額は、弔慰金等を支給しない。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、弔慰金等を支給しない。

(弔慰金等の支給を受けることができない者)

額は、弔慰金等を支給しない。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、弔慰金等を支給しない。

(弔慰金等の支給を受けることができない者)

額は、弔慰金等を支給しない。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、弔慰金等を支給しない。

(弔慰金等の支給を受けることができない者)

額は、弔慰金等を支給しない。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、弔慰金等を支給しない。

(弔慰金等の支給を受けることができない者)

額は、弔慰金等を支給しない。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、弔慰金等を支給しない。

(弔慰金等の支給を受けることができない者)

額は、弔慰金等を支給しない。

審査報告書

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年五月三十日

参議院議長 斎藤 十朗殿

経済・産業委員長 成瀬 守重

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分について、基本方針、最終処分計画、概要調査地区等の選定、発電用原子炉設置者の拠出金の納付義務、最終処分に関する業務を行う原子力発電環境整備機構の設立及び指定法人に関する事項を定めること等により、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ろうとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

一、費用

二、本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。
一 最終処分事業の推進に当たつては、概要調査地区等の関係地方公共団体の適切な判断、理解と協力が必要不可欠となることにかんがみ、的確かつ事前に情報等を提供するよう万全を期すこと。

ない独立系電気事業者に電気の供給源を切り替えた場合の過去の原子力利用見合い分の拠出金

について、不适当に業務用・家庭用の小口ユーザーに転嫁されることのないよう、公平の確保を図ること。

八 高レベル放射性廃棄物処理処分の負担軽減等を図るため、分離変換技術の研究開発については、国際貢献・国際協力の視点からも、より一層の推進を図ること。

八、高レベル放射性廃棄物処理処分の負担軽減等を図るため、分離変換技術の研究開発については、国際貢献・国際協力の視点からも、より一層の推進を図ること。

八、高レベル放射性廃棄物処理処分の負担軽減等を図るため、分離変換技術の研究開発については、国際貢献・国際協力の視点からも、より一層の推進を図ること。

右決議する。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十二年五月十六日

参議院議長 衆議院議長 伊藤宗一郎

(小字及び
は衆議院修正)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

第二十三(条)

第五章 原子力発電環境整備機構

第一節 総則(第三十四条—第三十八条)

第二節 設立(第三十九条—第四十三条)

第三節 業務(第五十六条—第五十五条)

第四節 財務及び会計(第六十二条—第六十

第五節 監督(第六十九条—第七十条)

第六節 雜則(第七十一条—第七十四条)

第七節 指定法人(第七十五条—第八十三条)

第八節 雜則(第八十四条—第八十六条)

第九節 罰則(第八十七条—第九十四条)

第十節 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「最終処分」とは、使用済燃料の再処理後に残存する物を固形化したものをいう。

2 この法律において「最終処分」とは、地下三百メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによって汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透する

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

右決議する。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

右決議する。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

右決議する。

ことがないように必要な措置を講じて安全かつ確実に埋設することにより、特定放射性廃棄物を最終的に処分することをいう。

この法律において「発電用原子炉」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十八号)第三条第四号に規定する原子炉であって、次に掲げるものをいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)次号において「原子炉等規制法」という。)

第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉

二 原子炉等規制法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉であって、発電の用に供するものとして政令で定めるもの

三 この法律において「使用済燃料の再処理後」とは、使用済燃料(発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質(原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。)を除き、以下同じ。)から核燃料物質その他の有用物質を分離するために使用済燃料を化学的方法により処理した後をいう。

四 この法律において「概要調査地区」とは、精密調査地区を選定するため、文部省その他の資料により将来にわたって地震、噴火、隆起、侵食その他の自然現象(以下「地震等の自然現象」という。)による地層の著しい変動の生ずるおそれが少ないと考えられる地域内において、最終処分を行おうとする地層及びその周辺の地層について、ボーリングの実施その他政令で定める方法により、これらの地層及びその地層内の地下水

の状況その他の事項を調査する地区をいう。

五 この法律において「精密調査地区」とは、最終処分施設建設地を選定するため、前項に規定す

る調査(以下「概要調査」という。)により最終処

分を行おうとする地層が将来にわたって安定

し、かつ、当該地層内で坑道の掘削に支障がな

いと考えられる概要調査地区において、当該

地層又はその周辺の地層内に必要な測定及び試

験を行う施設で政令で定めるものを設けること

により、これらの地層の物理的及び化学的性質

を調査する地区をいう。

六 この法律において「最終処分施設建設地」とは、前項に規定する調査(以下「精密調査」とい

う。)により当該地層の物理的及び化学的性質が

最終処分施設の設置に適していることが明らか

になった精密調査地区内において、最終処分施

設を建設しようとする地点をいう。

七 この法律において「最終処分施設」とは、特定

放射性廃棄物の最終処分を行うために設置され

る一群の施設であって、特定放射性廃棄物の搬

送用の設備及び埋設用の坑道その他政令で定め

る施設から構成されるものをいう。

八 この法律において「発電用原子炉設置者」とは、発電用原子炉を設置し、又は設置していた者をいう。

九 この法律において「発電用原子炉設置者」とは、発電用原子炉を設置し、又は設置していた者をいう。

(基本方針) 第二章 基本方針等

第三条 通商産業大臣は、特定放射性廃棄物の最

終処分を計画的かつ確実に実施させるため、特

定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表

しなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定放射性廃棄物の最終処分の基本的方向

施設建設地(以下「概要調査地区等」という。)

の選定に関する事項

三 前号の選定に係る関係住民の理解の増進の

ための施策に関する事項

四 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項

五 特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の

開発に関する事項

六 特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民

の理解の増進のための施策に関する事項

七 その他特定放射性廃棄物の最終処分に関する重要事項

3 通商産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会(前項第四号及び第五号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあっては、原子力安全委員会の意見を聽かなければならない。

4 通商産業大臣が基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第一項に掲げる事項を変更する必要が生じたときは、基本方針を改定するものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定について準用する。

(最終処分計画)

第四条 通商産業大臣は、基本方針に即して、通

商産業省令で定めるところにより、五年ごと

に、十年を一期とする特定放射性廃棄物の最終

処分に関する計画(以下「最終処分計画」とい

う。)を定め、これを公表しなければならない。

2 最終処分計画においては、次に掲げる事項を

定めるものとする。

一 発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済

燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の

量及びその見込み

三 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の

時期及びその量並びにこれに必要な最終処分

施設の規模及び能力に関する事項

二 前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う

燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の

量及びその見込み

四 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の

時期及びその量並びにこれに必要な最終処分

施設の規模及び能力に関する事項

五 その他特定放射性廃棄物の最終処分の実施の

方法に関する事項

六 その他特定放射性廃棄物の最終処分の実施

に關し必要な事項

三 通商産業大臣は、最終処分計画を定めようと/or>するときは、あらかじめ、原子力委員会(前項

第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制

に関するものにあっては、原子力安全委員会(

の意見を聽かなければならない。

4 通商産業大臣が最終処分計画を定めるには、

閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第二項第三号に掲げる概

要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

6 通商産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更

する必要が生じたときは、最終処分計画を改定

するものとする。

三 概要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

4 通商産業大臣が最終処分計画を定めるには、

閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第二項第三号に掲げる概

要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

6 通商産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更

する必要が生じたときは、最終処分計画を改定

するものとする。

三 概要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

4 通商産業大臣が最終処分計画を定めるには、

閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第二項第三号に掲げる概

要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

6 通商産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更

する必要が生じたときは、最終処分計画を改定

するものとする。

三 概要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

4 通商産業大臣が最終処分計画を定めるには、

閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第二項第三号に掲げる概

要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

6 通商産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更

する必要が生じたときは、最終処分計画を改定

するものとする。

三 概要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

4 通商産業大臣が最終処分計画を定めるには、

閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第二項第三号に掲げる概

要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

6 通商産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更

する必要が生じたときは、最終処分計画を改定

するものとする。

三 概要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

4 通商産業大臣が最終処分計画を定めるには、

閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第二項第三号に掲げる概

要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

6 通商産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更

する必要が生じたときは、最終処分計画を改定

するものとする。

三 概要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

4 通商産業大臣が最終処分計画を定めるには、

閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第二項第三号に掲げる概

要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

6 通商産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更

する必要が生じたときは、最終処分計画を改定

するものとする。

三 概要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

4 通商産業大臣が最終処分計画を定めるには、

閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第二項第三号に掲げる概

要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

6 通商産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更

する必要が生じたときは、最終処分計画を改定

するものとする。

三 概要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

4 通商産業大臣が最終処分計画を定めるには、

閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第二項第三号に掲げる概

要調査地区等の所在地を定めようと/or>するとき

は、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地

を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を

聽き、これを十分に尊重してしなければ

ならない。

6 通商産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更

する必要が生じたときは、最終処分計画を改定

「」とその他「当該対象地層の化学的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。」

三 当該対象地層内にある地下水又はその水流が地下施設の機能に障害を及ぼすおそれがないと見込まれること。

四 その他通商産業省令で定める事項

3 第八条第三項の規定は、最終処分施設建設地の選定について準用する。

(最終処分施設の設置)

第九条 機構は、前条第二項及び第三項の規定により選定された最終処分施設建設地において、最終処分施設を設置するものとする。

(省令への委任)

第十一条 この章に定めるもののほか、概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 最終処分の実施等

第一節 投出金

(投出金)

第十二条 発電用原子炉設置者は、その発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分業務(第五十六条第一項に規定する機構の業務をいう。以下同じ。)に必要な費用に充てるため、毎年、一の機構に対し、投出金を納付しなければならない。

2 前項の投出金の額は、当該機構との特定放射性廃棄物の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額に当該発電用原子炉設置者の発電用原子炉の前年一月一日から同年十一月三十一日までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料の再

「」とその他「当該対象地層の化学的性質が最終処分施設の設置に適していると見込まれること。」

三 当該対象地層内にある地下水又はその水流が地下施設の機能に障害を及ぼすおそれがないと見込まれること。

四 その他通商産業省令で定める事項

3 第八条第三項の規定は、最終処分施設建設地の選定について準用する。

(最終処分施設の設置)

第九条 機構は、前条第二項及び第三項の規定により選定された最終処分施設建設地において、最終処分施設を設置するものとする。

(省令への委任)

第十一条 この章に定めるもののほか、概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 最終処分の実施等

第一節 投出金

(投出金)

第十二条 発電用原子炉設置者は、その発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分業務(第五十六条第一項に規定する機構の業務をいう。以下同じ。)に必要な費用に充てるため、毎年、一の機構に対し、投出金を納付しなければならない。

2 前項の投出金の額は、当該機構との特定放射性廃棄物の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額に当該発電用原子炉設置者の発電用原子炉の前年一月一日から同年十一月三十一日までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料の再

処理後に生ずる特定放射性廃棄物の量を乗じて得た額とする。

3 前項の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額は、当該機構ごとに、その承認実施計画に従つて特定放射性廃棄物の最終処分業務を行ううために必要な費用の総額と最終処分を行つ特定期放性廃棄物の総量とを基礎として通商産業省令で定める。

4 第二項の特定放射性廃棄物の量の算定の方式は、通商産業省令で定める。

(機構の名称等の届出)

第十三条 発電用原子炉設置者は、その発電用原子炉設置者となった日から十五日以内に、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項の規定により投出する機構の名称及び住所を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 その設置している発電用原子炉のすべての運転を廃止した発電用原子炉設置者は、その廃止した日から三十日以内に、通商産業省令で定めることにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の届出を受理したときは、当該届出に係る事項を当該機構に通知するものとする。

(変更手続)

第十四条 発電用原子炉設置者は、各年ごとに、

第十五条 機構は、第十一条第一項の投出金の額を決定し、これを発電用原子炉設置者に通知する。

4 前項の規定による通知を受けた発電用原子炉設置者は、投出金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した投出金の全額を、納付した投出金の額が同項の規定により機構が決定した投出金の額に足りないとときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に機構に納付しなければならない。

5 発電用原子炉設置者が納付した投出金の額が、第三項の規定により機構が決定した投出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の投出金及び次条第五項の規定による延滞金があるときはこれに充当してなお残余があれば還付し、未納の徵収金がないときはこれを還付しなければならない。

6 投出金の延滞金その他の投出金の納付に関して必要な事項は、政令で定める。

2 前項の承認を受けようとする発電用原子炉設置者は、その機構を変更しようとする日の属する年の前年十月一日までに、その旨、変更しよ

うとする理由その他通商産業省令で定める事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、その変更が当該発電用原子炉設置者の現に届け出ている機構の承認実施計画に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき、又はその変更しようとする機構の承認実施計画に照らし不適切であると認めるときは、その申請を却下することができる。

4 通商産業大臣は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした発電用原子炉設置者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、その変更しようとする日の属する年の前年十一月一日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

6 通商産業大臣は、第二項の申請につき承認の処分をしたとき(前項の規定により承認があつたものとみなされるときを含む)は、その旨を関係する機構に通知するものとする。

(投出金の納付等)

第十五条 前条第一項の規定による届出をした發電用原子炉設置者は、第十二条第一項の投出金

2 前項の承認を受けようとする発電用原子炉設置者は、その機構を変更しようとするときは、当該

第十六条 前条第一項の投出金を、通商産業省令で定める事項を記載した申告書に添えて、毎年三月一日(その年に発電用原子炉設置者となつた者にあつては、そのなつた日の属する年の翌年の三月一日)までに第十二条第一項の規定により

当該発電用原子炉設置者が届け出た機構(前条

第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。第三項から第五項まで、次条(第四項を除く。)、第十六条及び第八十九条第一号において同じ。)に納付しなければならない。

2 前項の申告書には、第十二条第二項の特定放射性廃棄物の量を証する書類として通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 機構は、発電用原子炉設置者が第一項に規定する期限までに同項の申告書を提出しないときは、又は同項の申告書に通商産業省令で定める事項の記載の誤りがあると認めたときは、投出金の額を決定し、これを発電用原子炉設置者に通知する。

4 前項の規定による通知を受けた発電用原子炉設置者は、投出金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した投出金の全額を、納付した投出金の額が同項の規定により機構が決定した投出金の額に足りないとときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に機構に納付しなければならない。

5 発電用原子炉設置者が納付した投出金の額が、第三項の規定により機構が決定した投出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の投出金及び次条第五項の規定

6 投出金の延滞金その他の投出金の納付に関して必要な事項は、政令で定める。

2 前項の承認を受けようとする発電用原子炉設置者は、その機構を変更しようとする日の属する年の前年十月一日までに、その旨、変更しよ

うとする理由その他通商産業省令で定める事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の申請書の提出があつた場合において、その変更が当該発電用原子炉設置者の現に届け出ている機構の承認実施計画に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき、又はその変更しようとする機構の承認実施計画に照らし不適切であると認めるときは、その申請を却下することができる。

4 通商産業大臣は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした発電用原子炉設置者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、その変更しようとする日の属する年の前年十一月一日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

6 通商産業大臣は、第二項の申請につき承認の処分をしたとき(前項の規定により承認があつたものとみなされるときを含む)は、その旨を関係する機構に通知するものとする。

(投出金の納付等)

第十六条 前条第一項の規定による届出をした發電用原子炉設置者は、第十二条第一項の投出金

2 前項の承認を受けようとする発電用原子炉設置者は、その機構を変更しようとするときは、当該

第十七条 前条第一項の投出金を、通商産業省令で定める事項を記載した申告書に添えて、毎年三月一日(その年に発電用原子炉設置者となつた者にあつては、そのなつた日の属する年の翌年の三月一日)までに第十二条第一項の規定により

当該発電用原子炉設置者が届け出た機構(前条

第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。第三項から第五項まで、次条(第四項を除く。)、第十六条及び第八十九条第一号において同じ。)に納付しなければならない。

2 前項の承認を受けようとする発電用原子炉設置者は、その機構を変更しようとするときは、当該

第十八条 前条第一項の投出金を、通商産業省令で定める事項を記載した申告書に添えて、毎年三月一日(その年に発電用原子炉設置者となつた者にあつては、そのなつた日の属する年の翌年の三月一日)までに第十二条第一項の規定により

当該発電用原子炉設置者が届け出た機構(前条

第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。第三項から第五項まで、次条(第四項を除く。)、第十六条及び第八十九条第一号において同じ。)に納付しなければならない。

付義務者が納期限までに同項の拠出金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 機構は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この

場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 機構は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る拠出金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 機構は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る拠出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその拠出金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第二節 最終処分の実施

(最終処分の実施)

第十六条 機構は、発電用原子炉設置者が第十一条第一項の拠出金(前条第一項の規定による督促がされたときは、第十一条第一項の拠出金及び前条第五項の延滞金。以下この条及び第五十八条第一項において同じ。)を納付したときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画に従い、第五条第二項第二号の最終処分施設において

て、第十一条第一項の拠出金に係る特定放射性廃棄物の最終処分を行わなければならない。

(最終処分施設の閉鎖)

第十七条 機構は、その最終処分施設において、前条の規定による特定放射性廃棄物の最終処分(第五十六条第二項第一号の受託特定放射性廃棄物について行う最終処分と同一の処分を含む。第十九条において同じ。)が終了したときは、あらかじめ、当該最終処分施設の状況が通商産業省令で定める基準に適合していることについて、通商産業大臣の確認を受けたときに限り、当該最終処分施設を閉鎖することができ

る。

第十八条 前条の場合において、機構は、当該最終処分施設に關し通商産業省令で定める事項を記録し、これを通商産業大臣に提出するとともに、その写しを当該機構の事務所に備え置き、公衆の縦覽に供しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により提出された記録を永久に保存しなければならない。(省令への委任)

第十九条 この節に定めるもののほか、特定放射性廃棄物の最終処分の手続に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(安全の確保の規制)

第二十条 機構がこの法律の規定に基づき特定放射性廃棄物の最終処分業務(第五十六条第二項第一号に掲げる業務を含む。)を行なう場合についての安全の確保のための規制については、別に法律で定めるところによる。

第三節 最終処分施設の保護

第二十一条 通商産業大臣は、機構の申請があつた場合において、最終処分施設の保護

た場合において、最終処分施設を保護するため必要があると認めるときは、その最終処分施設の敷地及びその周辺の区域並びにこれらの中地下について一定の範囲を定めた立体的な区域を保護区域として指定することができる。

2 通商産業大臣は、前項の保護区域(以下単に「保護区域」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該区域を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聽かなければならぬ。

3 通商産業大臣は、保護区域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

3 通商産業大臣は、保護区域を指定する場合に

は、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 保護区域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前項の規定は、保護区域の解除及びその区域の変更について準用する。

4 保護区域内においては、通商産業大臣の許可を受ければ、土地を掘削してはならない。

5 保謹区域内においては、通商産業大臣の許可を受けなければ、土地を掘削してはならない。

6 保謹区域内においては、通商産業大臣の許可を受けなければ、土地を掘削してはならない。

6 保謹区域内においては、通商産業大臣の許可を受けなければ、土地を掘削してはならない。

7 前項の許可には、最終処分施設を保護するため必要な限度において、条件を付することができる。

7 前項の許可には、最終処分施設を保護するため必要な限度において、条件を付することができる。

8 通商産業大臣は、第六項の土地の掘削で通商

産業省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

9 通商産業局長は、機構の申請があつた場合に

おいて、最終処分施設を保護するため必要があると認めるときは、保護区域内に設定されてい

る鉱区若しくは租鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権若しくは租鉱権を取り

消すことができる。

(中止命令等)

第二十二条 通商産業大臣は、最終処分施設を保護するため必要があると認めるときは、前条第六項の規定に違反し、又は同条第七項の規定により許可に付された条件に違反した者に対し

て、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。(報告及び立入検査等)

第二十三条 通商産業大臣は、最終処分施設を保護するため必要な限度において、第二十一条第六項の許可を受けた者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、その事業所若しくは事務所に立ち入り、当該掘削の実施状況若しくは帳簿書類を検査させ、若しくは当該掘削の最終処分施設に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国等に関する特例)

第二十四条 国の機関又は地方公共団体が行なう土地の掘削については、第二十一条第六項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、当該掘削をしようとするときは、あらかじめ、國の機関に

あつては通商産業大臣に協議し、地方公共団体にあつては通商産業大臣に協議しその同意を得

なければならない。
(実地調査)

第二十五条 通商産業大臣は、保護区域の指定又はその区域の拡張に關し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

第二十六条 通商産業大臣は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。(以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるべき旨を定める裁定において準用する。

第三項 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

第四項 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第五項 土地の所有者若しくは占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(公害等調整委員会の裁定)
第二十六条 第二十一項の規定による通商産業大臣の処分に不服がある者であつてその不服の理由が鉱業、採石業若しくは砂利採取業との調整に関するものであるもの又は同条第九項の規定による通商産業局長の処分に不服がある者は、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法(昭

和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

第二十七条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第五十六条第一項の規定は、第二十一条第九項の規定による鉱区又は租鉱区の減少の処分について準用する。

第二十八条 鉱業法第四十八条第四項から第六項まで及び第五十六条第三項の規定は、第二十二条第九項の規定による通商産業局長の処分に係る聽聞について準用する。

(損失の補償)
第二十九条 機構は、第二十一条第六項の許可を得ることでできないため、又は同条第七項の規定により許可に条件を付されたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第三十条 前条第一項の裁定のうち当事者が支払は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

第三十一条 前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第三十二条 前条第一項の裁定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

第三十三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

第三十四条 機構は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分の実施等の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。

第三十五条 機構は、法人とする。
(名称)

第三十六条 機構は、その名称中に原子力発電環

は、通常なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

第四項 第一項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

第五項 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

第六項 第二十五条第一項の規定による裁定に於ける「国」とあるのは、「補償金の増額」と同条第五項中「補償金の増額又は負担金の減額」とあるのは「補償金の増額」と同条第六項及び第七項中「国」とあるのは「原子力発電環境整備機構」と読み替えるものとする。

第七項 国は、保護区域の指定又はその区域の拡張に關し、第二十五条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

第八項 前項の補償を受けようとする者は、通商産業大臣にこれを請求しなければならない。

第九項 前項の補償を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

第十項 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

第十一項 前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第十二項 前条第一項の裁定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

第十三項 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

第十四項 前条第一項の裁定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

第十五項 前条第一項の裁定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

第十六項 前条第一項の裁定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

第十七項 前条第一項の裁定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

第十八項 前条第一項の裁定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

境整備機構という文字を用いなければならぬ。

2 機構でない者は、その名称中に原子力発電環境整備機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第三十七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に对抗することができない。

(民法の準用)

第三十八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)

第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第三十九条 機構を設立するには、特定放射性廃棄物の最終処分について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

第四十条 発起人は、定款及び事業計画書を通産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項の事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四十一条 通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内

容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業計画書の内容が基本方針及び最終処分計画に適合するものであること。

四 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

五 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、発電に関する原子力の適正な利用に寄与することが確実であると認められること。

(事務の引継ぎ)

第四十二条 設立の認可があつたときは、発起人は、運営なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第四十三条 理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、運営なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによって成立する。

(第三節 管理)

第四十四条 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員の定数、任期、選任方法その他役員に関する事項

五 評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告の方法

2 機構の定款の変更是、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第四十五条 機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、機構は、定款で副理事長を置かないことができる。

(役員の職務及び権限)

第四十六条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

(役員の兼職禁止)

第四十七条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

(監事の兼職禁止)

第五十条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

(監事の兼職禁止)

第五十一条 監事は、理事長、副理事長、理事、評議員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第五十二条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が

員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第四十九条 役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 通商産業大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分、定款若しくは業務方法書に違反する行為をしたとき、又は機構の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 通商産業大臣は、役員が第四十七条の規定により役員となることができない者に該当するに至った場合において機構がその役員を解任しないたとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

3 通商産業大臣は、役員が第四十七条の規定により役員となることができない者に該当するに至った場合において機構がその役員を解任しないたとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

2 通商産業大臣は、役員が第四十七条の規定により役員となることができない者に該当するに至った場合において機構がその役員を解任しないたとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

2 通商産業大臣は、役員が第四十七条の規定により役員となることができない者に該当するに至った場合において機構がその役員を解任しないたとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

2 通商産業大臣は、役員が第四十七条の規定により役員となることができない者に該当するに至った場合において機構がその役員を解任しないたとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

2 通商産業大臣は、役員が第四十七条の規定により役員となることができない者に該当するに至った場合において機構がその役員を解任しないたとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

機構を代表する。

(評議員会)

第五十三条 機構に、その運営に関する重要な事項

を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、特定放射性廃棄物の最終処分について学識経験を有する者(うちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第五十四条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第五十五条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五十六条 機構は、第三十四条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

一 概要調査地区等の選定を行うこと。

二 最終処分施設の建設及び改良、維持その他

の管理を行うこと。

三 特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと。

四 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在

した区域の管理を行うこと。

五 投出金を徴収すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一 最終処分施設において、受託特定放射性廃

棄物(原子力基本法第三条第四号に掲げる原

子炉であつて発電用原子炉以外のものの運転に伴つて生じた使用済燃料(当該原子炉において燃料として使用した核燃料物質をいう。

以下この号において同じ。)から核燃料物質そ

の他の有用物質を分離するために使用済燃料を化学的方法により処理した後に残存する物を固型化したものをいう。)について最終処分

と同一の処分を行うこと。

二 前項第一号から第四号まで及び前号に掲げ

る業務のために必要な調査を行うこと。

三 機構は、前項第一号に掲げる業務を行おうと

するときは、通商産業大臣の認可を受けなけれ

ばならない。

四 機構は、前項第一号から第四号まで及び前号に掲げ

る業務のために必要な調査を行うこと。

五 機構は、前項第一号から第四号まで及び前号に掲げ

る業務のために必要な調査を行うこと。

六 機構は、前項第一号から第四号まで及び前号に掲げ

る業務のために必要な調査を行うこと。

七 機構は、前項第一号から第四号まで及び前号に掲げ

る業務のために必要な調査を行うこと。

八 機構は、前項第一号から第四号まで及び前号に掲げ

る業務のために必要な調査を行うこと。

九 機構は、前項第一号から第四号まで及び前号に掲げ

る業務のために必要な調査を行うこと。

十 機構は、前項第一号から第四号まで及び前号に掲げ

る業務のために必要な調査を行うこと。

十一 機構は、前項第一号から第四号まで及び前号に掲げ

る業務のために必要な調査を行うこと。

十二 機構は、前項第一号から第四号まで及び前号に掲げ

る業務のために必要な調査を行うこと。

十三 機構は、前項第一号から第四号まで及び前号に掲げ

る業務のために必要な調査を行うこと。

第五十九条 機構は、最終処分業務の実施に必要な費用の支出に充てるため、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受け

て、最終処分積立金を取り戻すことができる。

(業務の運営)

第六十条 機構は、第五十六条第一項及び第二項に規定する業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うものとし、適切な情報の公開により業務の運営における透明性を確保するとともに、概要調査地区等及び最終処分施設の周辺の地域の住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(業務の委託)

第五十七条 機構は、通商産業大臣の認可を受け

て、前項第一項第一号から第四号までに掲げる業務(これらは、業務に附帯する業務を含む。)の一部を委託することができる。

(最終処分積立金)

第五十八条 機構は、最終処分業務に必要な費用の支出に充てるため、第十一条第一項の拠出金を最終処分積立金として積み立てなければならぬ。

(資料の提出の請求)

第六十二条 機構は、第五十六条第一項第五号に掲げる業務を行うため必要があるときは、発電用原子炉設置者に対し、資料の提出を求めることができる。

(資料の提出の請求)

第六十三条 機構は、第五十六条第一項第五号に掲げる業務を行うため必要があるときは、発電用原子炉設置者に対し、資料の提出を求めることができる。

(区分経理)

第六十六条 機構は、最終処分業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(借入金)

第六十七条 機構は、通商産業大臣の認可を受け

て、短期借入金をすることができる。

(借入金)

第六十八条 機構は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、

その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えるこ

とができる。

画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第六十五条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(第六十四条 機構は、毎事業年度、予算、事業計

2 平成十二年五月三十一日 参議院会議録第二十号 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
(省令への委任)

第六十八条 この法律に定めるものほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督命令)

第六十九条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第七十条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第七節 雜則

第七十二条 機構の解散については、別に法律で定める。

(審査請求)

第七十三条 この法律に基づいてした機構の処分に不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができるのである。
(不服申立てと訴訟との関係)

第七十三条 この法律に基づいて機構がした処分

の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する通商産業大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(業務困難の場合の措置)

第七十四条 機構が経済事情の著しい変動、天災その他的事由により最終処分業務の全部又はその大部分を行うことができなくなった場合における当該最終処分業務の全部又は一部の引継ぎ、当該機構の権利及び義務の取扱いの他の必要な措置については、別に法律で定める。

2 前項の場合において、同項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、通商産業大臣が、政令で定めるところにより、当該最終処分業務の全部又は一部を行うものとする。

第六章 指定法人

(指定等)

第七十五条 第五十八条第二項の規定による指定は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他の他當利を目的としない法人であって、次に掲げる業務(以下「資金管理業務」という。)を適切かつ確実に行なうことができると認められるものにつき、全國を通じて一個に限り、その者の同意を得て行ななければならない。

一 最終処分積立金の管理を行うこと。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする

一 資金管理業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする

一 機構及び発電用原子炉設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

二 機構及び発電用原子炉設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭

2 指定法人は、最終処分積立金に係る経理を、通商産業省令で定めるところにより、一般の経理と区分し、最終処分積立金を積み立てた機構ごとに、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(帳簿)

第八十条 指定法人は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、資金管理業務に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 通商産業大臣は、第五十八条第二項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

第七十七条 指定法人は、毎事業年度、通商産業省令で定めるところにより、資金管理業務に関する事業計画書及び收支予算書を作成し、通商産

業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、資金管理業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第七十八条 指定法人は、通商産業大臣の許可を受けなければ、資金管理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(最終処分積立金の運用)

第七十九条 指定法人は、次の方法によるほか、最終処分積立金を運用してはならない。
一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有
二 銀行その他通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭

2 指定法人は、最終処分積立金に係る経理を、通商産業省令で定めるところにより、一般の経理と区分し、最終処分積立金を積み立てた機構ごとに、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(解任命令)

第八十一条 通商産業大臣は、指定法人の役員が、この章の規定若しくは当該規定に基づく命

官 報 (号 外)

機構」を加える。

（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する

法律の一部改正)

第四十五条第一項中「森林法」を「森林法 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に改め、同条第九項中「附せられた」を「付された」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 第一項の規定により特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、最終処分施設を保護するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができ
る。

9 前項の規定により最終処分施設を保護するために定められた事項は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の規定の適用については、同法第二十一条第七項の規定により許可に付された条件とみなす。

**(所得税法の一
部改正)**

**第十三
十三条 所得税法(昭和**

(中央省厅等改革関係法施行法の一部改正)
第十六条 中央省厅等改革関係法施行法(平成十
一年法律第二百六十号)の一部を次のように改正す
る。

第一百七十五号)の一部を次のように改正する。

健康保険組合
健康保険組合連合会

健康保険組合連合会	原子力発電環境整備機構	(平成十二年法律第号)	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	健康保険組合	健康保険法
-----------	-------------	-------------	---------------------	--------	-------

(法人税法の一部改正)
第十四条 法人税法昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

健康保険組合
健康保険法(大正十一年法律第七十号)

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」とし、「通商産業省令」を「経済産業省令」とし、
「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。
第一條第三項第二号中「発電の用に供するもの」として「を削る。」

第十七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律 (通商産業省設置法の一部)(上)

の一部を次のように改正する。
第一条第一項第二号に次のように加える。
力 特定放射性廃棄物の最終処分に関する
法律(平成十二年法律第 六号)第一十
六条第一項

原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 (平成十二年法律第号)
健康保険組合連合会	健康保険法(大正十一年法律第七十号) を

に改める。

平成十二年五月三十一日

參議院會議錄第三十號 投票者氏名

朝日	石田	俊弘君	美栄君	昭君	今井	伊藤	澄君
今泉	小川	勝也君	岡崎トミ子君	北澤俊美君	小川	敏夫君	孟紀君
江田	五月君	幸子君	川橋	郡司	勝木	健司君	
			岡崎トミ子君	彰君	木俣	佳丈君	
			北澤俊美君	東君	久保	亘君	
			小宮山洋子君	佐藤	佐藤	元君	
			輿石	雄平君	小山		
			竹村	充君	小林		
			菅川	健二君	寺崎		
			千葉	景子君	昭久君		
			長谷川	泰子君	直嶋		
			松崎	良一君	正行君		
			柳田	和歌子君	堺		
			本岡	俊久君	峰崎		
			円	俊男君	堀		
			吉田	昭次君	平田		
			井上	稔君	福山		
			市田	滿治君	内藤		
			緒方	義君	羽田雄一郎君		
			笠井	亮君	利和君		
			忠義君	靖夫君	健二君		
					角田		
					義一君		
					内藤		
					正光君		
					谷林		
					高嶋		
					笛野		
					斎藤		
					佐藤		
					峰男君		
					泰介君		
					勤君		

反対者(青色票)氏名

立木	小泉
洋君	親司君
西山登紀子君	
畠野	
林	立木
宮本	西山登紀子君
吉岡	
大渕	
梶原	吉岡
照屋	大渕
清水	梶原
福島	照屋
瑞穂君	清水
三重野栄子君	福島
岩本	瑞穂君
莊太君	三重野栄子君
椎名	岩本
秀昭君	莊太君
田村	椎名
高橋	秀昭君
渡辺	田村
秀央君	高橋
島袋	渡辺
宗康君	秀央君
色栗氏名	島袋
阿南	色栗氏名
一成君	阿南
青木	一成君
幹雄君	青木
井上	幹雄君
石井	井上
道子君	石井
吉夫君	道子君
信也君	吉夫君
入澤	信也君
肇君	入澤
岩城	肇君
岩瀬	岩城
上杉	岩瀬
光弘君	上杉
良三君	光弘君

富樺 錬三君	須藤美也子君
橋本 敦君	八田ひろ子君
筆坂 孝世君	山下 芳生君
吉川 春子君	大脇 雅子君
日下部禧代子君	谷本 巍君
渕上 貞雄君	田 英夫君
山本 正和君	奥村 展三君
戸田 邦司君	田名部匡省君
高橋紀世子君	平野 貞夫君
佐藤 道夫君	水野 誠一君
中村 敦夫君	井上 朗人君
阿部 正俊君	井上 裕君
有馬 一朗君	石渡 清元君
市川 岩井	岩崎 國臣君
一朗君	岩永 浩美君
國臣君	純三君
岩崎	上野 公成君

大島	太田	岡野	加納	時男君
慶久君	豊秋君	裕君	鹿熊	安正君
龜井	河本	片山虎之助君	邦茂君	英典君
久世	国井	宏一君	邦茂君	公堯君
佐々木知子君	佐藤 泰三君	久世	正幸君	孝雄君
須藤良太郎君	清水嘉与子君	小山	公堯君	孝雄君
鈴木 政三君	世耕 弘成君	佐々木知子君	邦茂君	公堯君
田中 直紀君	竹山 桃君	佐藤 泰三君	邦茂君	公堯君
常田 秀善君	谷川 享詳君	久世	正幸君	孝雄君
中原 真人君	中島 義雄君	小山 孝雄君	邦茂君	公堯君
長峯 基君	西田 吉宏君	佐々木知子君	邦茂君	公堯君
長谷川道郎君	野間 爽君	佐藤 泰三君	邦茂君	公堯君
惠君	芳正君	久世	正幸君	孝雄君

尾辻	大野つや子君	扇	
景山俊太郎君	千景君	千景君	
加藤	金田勝年君	金田勝年君	
狩野	鎌田要人君	鎌田要人君	
魯谷	木村博昭君	木村博昭君	
北岡	秀二君	秀二君	
久野	仁君	仁君	
倉田	寛之君	寛之君	
鴻池	祥肇君	祥肇君	
佐藤	昭郎君	昭郎君	
斎藤	滋宣君	滋宣君	
陣内	孝雄君	孝雄君	
未広まさき君			
鈴木	正孝君	正孝君	
田浦	直君	直君	
田村	公平君	公平君	
武見	敬三君	敬三君	
中島	茂皓君	茂皓君	
鶴保	庸介君	庸介君	
中曾根	弘文君	弘文君	
仲道	俊哉君	俊哉君	
成瀬	啓雄君	啓雄君	
野沢	太三君	太三君	
橋本	聖子君	聖子君	
服部	三男雄君	三男雄君	
日出	英輔君	英輔君	
南野	知恵子君	知恵子君	

保坂	三藏君
真鍋	賢二君
松田	岩夫君
三浦	一水君
溝手	顯正君
森下	博之君
森山	若夫君
山内	裕君
山崎	俊夫君
山崎	正昭君
山本	一太君
吉川	芳男君
若林	正俊君
荒木	清寛君
海野	義孝君
加藤	修一君
木庭	健太郎君
白浜	一良君
但馬	久美君
鶴岡	和夫君
浜四津	敏子君
益田	洋介君
森本	保君
山本	晃司君
石井	一二君

星野 明市君 松谷倉一郎君 松村 龍二君 水島 裕君
阿部 正俊君 村上 正邦君 森田 次夫君 矢野 哲朗君 山崎 力君
脇 雅史君 依田 智治君 吉村剛太郎君 魚住裕一郎君 大森 礼子君
風間 稔君 沢 たまき君 高野 博師君 続 訓弘君
日笠 勝之君 浜田卓一郎君 福本 潤一君 松 あきら君 山下 栄一君
渡辺 孝男君 魚住 況英君

官 報 (号 外)

平成十二年五月二十一日 参議院会議録第三十号

參議院會議錄第三十號 投票者氏名

投票者氏名

中島	啓雄君	中原	眞人君
仲道	俊哉君	西田	爽君
成瀬	守重君	吉宏君	基君
野沢	太三君	長峯	
橋本	聖子君	野間	
南野知恵子君		長谷川道郎君	
星野	朋市君	西田	
服部	三男雄君	吉宏君	
日出	英輔君	赴君	
松谷蒼一郎君			
松村	龍二君		
水島	裕君		
村上	正邦君		
森田	次夫君		
矢野	哲朗君		
山崎	力君		
山下	善彦君		
依田	智治君		
吉村剛太郎君			
脇	雅史君		
浅尾慶一郎君			
伊藤	基隆君		
今井	澄君		
小川	敏夫君		
江本	孟紀君		
木俣	健司君		
久保	亘君		
小山	峰男君		
小林	元君		
奥石	東君		
郡司	彰君		
北澤			
川橋			
岡崎トミ子君			
幸子君			
今泉			
江田			
石田			
足立			
朝日			
若林			
正俊君			
良平君			
俊弘君			
美栄君			
昭君			
五月君			
勝也君			
小宮山洋子君			

佐藤	齋藤	泰介君	佐藤	谷林	高嶋	笛野	谷林	高嶋	笛野	佐藤	齋藤	泰介君
内藤			角田	良充君	正昭君		角田	良充君	正昭君	内藤		
			平田	義一君	正光君		平田	義一君	正光君	内藤		
			福山	哲郎君			福山	哲郎君		内藤		
			堀	利和君			堀	利和君				
			前川	忠夫君			前川	忠夫君				
			松前	達郎君			松前	達郎君				
			峰崎	直樹君			峰崎	直樹君				
			築瀬	進君			築瀬	進君				
			山下	八洲夫君			山下	八洲夫君				
			荒木	和田			荒木	和田				
			木庭健太郎君	白浜			木庭健太郎君	白浜				
			統	加藤			統	加藤				
			福本	義孝君			福本	義孝君				
			潤一君	清寛君			潤一君	清寛君				
			浜田卓二郎君	日笠			浜田卓二郎君	日笠				
			渡辺	勝之君			渡辺	勝之君				
			市田	忠義君			市田	忠義君				
			靖夫君	美代君			靖夫君	美代君				
			井上	栄一君			井上	栄一君				
			山下	あきら君			山下	あきら君				
			松	孝男君			松	孝男君				
			福本	潤一君			福本	潤一君				
			大沢	辰美君			大沢	辰美君				
			岩佐	恵美君			岩佐	恵美君				
			阿部	幹幸君			阿部	幹幸君				
			山本	幸代君			山本	幸代君				
			森本	保君			森本	保君				
			鶴岡	弘友			鶴岡	弘友				
			浜四津敏子君	和夫君			浜四津敏子君	和夫君				
			洋介君	晃司君			洋介君	晃司君				

笠井	亮君	須藤美也子君
小泉	親司君	富権 練三君
立木	洋君	橋本 敦君
西山登紀子君		
畠野	君枝君	八田ひろ子君
宮本	紀子君	筆坂 秀世君
吉岡	岳志君	山下 芳生君
大淵	絹子君	吉川 春子君
梶原	敬義君	大脇 雅子君
照屋	澄子君	日下部憲代子君
福島	寛徳君	田 英夫君
清水	瑞穂君	渕上 貞雄君
三重野栄子君		山本 正和君
岩本	莊太君	奥村 展三君
椎名	森夫君	田名部匡省君
田村	秀昭君	高橋紀世子君
高橋	令則君	戸田 邦司君
堂本	暁子君	平野 貞夫君
松岡滿壽男君		水野 誠一君
渡辺	秀央君	石井 一二君
佐藤	道夫君	島袋 宗康君
西川きよし君		魚住 汎英君
菅野	久光君	中村 敦夫君
賛成者氏名		
反対者氏名		
阿南 一成君	阿部 正俊君	小池 晃君
有馬 朗人君	井上 吉夫君	須藤美也子君
（二四〇名）		

井上	石渡	清元君	泉	入澤	肇君	信也君	道子君
市川	一朗君						
岩城							
岩瀬	良三君						
大島	慶久君						
海老原	義彦君						
太田	光弘君						
岡野	英美君						
加納	慶久君						
岡野	裕君						
大島	秀久君						
尾辻	浩美君						
上杉	公成君						
太田	時男君						
鹿熊	安正君						
片山虎之助君							
龜井	邦茂君						
河本	郁夫君						
釜本	英典君						
岸	宏一君						
国井	正幸君						
小山	孝雄君						
佐々木知子君							
佐藤	泰三君						
須藤良太郎君							
鈴木	弘成君						
田中	直紀君						
谷川	裕君						
常田							
中島	義雄君						
真人君							
中曾根弘文君							
鶴保							
月原							
中島	啓雄君						
義雄君							
武見							
敬三君							
田浦							
田村							
田中							
竹山							
鈴木							
正孝君							
末広まさき君							
斎藤							
佐藤							
鴻池							
倉田							
寛之君							
昭郎君							
祥寧君							
孝雄君							
陣内							

中原	長峯	西田	吉宏君	基君	爽君
長谷川道郎君	畠	野間	起君		
	林				
	保坂				
	真鍋				
	三浦				
	溝手				
	松田				
	森山				
	森下				
	一水君				
	博之君				
	岩夫君				
	裕君				
	俊夫君				
	正昭君				
	山崎				
	山内				
	吉川				
	若林				
	足立				
	朝日				
	石田				
	今泉				
	岡崎トミ子君				
	川橋				
	北澤				
	佐藤				
	小宮山洋子君				
	奥石				
	東君				
	郡司				
	彰君				
	雄平君				

仲道	成瀬	守重君
野沢	太三君	俊哉君
橋本	聖子君	南野知恵子君
服部	三英雄君	星野 明市君
日出	英輔君	松谷蒼一郎君
星野	龍二君	水島 裕君
松村	龍二君	村上 正邦君
水島	裕君	森田 次夫君
松谷	裕君	矢野 哲朗君
水島	裕君	山崎 力君
松谷	裕君	山下 善彦君
水島	裕君	依田 智治君
松谷	裕君	吉村剛太郎君
水島	裕君	脇 雅史君
松谷	裕君	浅尾慶一郎君
水島	裕君	伊藤 基隆君
松谷	裕君	今井 澄君
水島	裕君	海野 徹君
松谷	裕君	江本 孟紀君
水島	裕君	小川 敏夫君
松谷	裕君	勝木 健司君
水島	裕君	木俣 佳丈君
松谷	裕君	久保 亘君
水島	裕君	小林 元君
松谷	裕君	佐藤 泰介君
水島	裕君	齋藤 勤君

小池	喜代君	惠美君	辰美君	晃君	櫻井	曾川	竹村	千葉	寺崎	昭久君	充君
大沢	幹君	泰子君	景子君		長谷川	健二君	泰子君	千葉	寺崎	正行君	
岩佐	阿部	益田	浜四津敏子君	弘友	本岡	円	吉田	藤井	良一君	昭久君	
池田	山本	森本	和夫君	洋介君	柳田	より子君	久美君	俊里君	俊久君	直嶋	
阿部	山本	昇司君	和夫君	洋介君	風間	薬科	大森	吉田	吉田	長谷川	清君
寺崎	寺崎	保君	君	君	澤	滿治君	礼子君	吉田	良一君	直嶋	正行君
昭久君	昭久君				但馬	魚住裕	一郎君	吉田	俊里君	寺崎	
					鶴岡	大森	吉田	吉田	俊久君	長谷川	清君
					洋君	吉田	吉田	吉田	吉田	寺崎	
						吉田	吉田	吉田	吉田	寺崎	

谷林 高嶋 笹野 美代君 良充君 貞子君
内藤 正光君 義一君
角田 正昭君
羽田雄一郎君
平田 健二君
福山 哲郎君
堀 利和君
前川 忠夫君
峰崎 直樹君
篠瀬 進君
松前 達郎君
山下八洲夫君
和田 洋子君
荒木 清寛君
海野 義孝君
加藤 修一君
木庭健太郎君
白浜 一良君
福本 潤一君
浜田卓二郎君
日笠 勝之君
渡辺 松
市田 松
緒方 松
笠井 山下
井上 栄一君
市田 孝男君
忠義君
靖夫君
亮君
小泉 親司君

立木	西山登紀子君	畠野	君枝君
洋君		吉岡	吉岡
宮本	岳志君	大渕	大渕
		梶原	梶原
		敬義君	絹子君
		福島	瑞穂君
		照屋	寛徳君
		清水	澄子君
		三重野	榮子君
		岩本	莊太君
		椎名	素夫君
		田村	秀昭君
		高橋	令則君
		堂本	暁子君
		松岡	満壽男君
		石井	一二二君
		島袋	宗康君
		魚住	汎英君
		中村	敦夫君
道子君	吉天君	阿部	正復君
石井	吉天君	井上	吉天君
道子君	吉天君	阿部	正復君
一六九名	○名	である戰没者遺 肉する法律案(參)	

官 報 (号 外)

平成十二年五月三十一日 参議院会議録第三十号 投票者氏名

平成十二年五月三十一日

參議院會議錄第二十號 投票者氏名

仅票者氏名

岩瀬	岩城	光英君
成瀬	良三君	
仲道	上杉	光弘君
野沢	岡野	慶久君
太三君	太田	豊秋君
成瀬	岡野	裕君
仲道	加納	時男君
野沢	鹿熊	安正君
成瀬	片山虎之助君	
仲道	金本	邦茂君
野沢	亀井	郁夫君
成瀬	河本	英典君
仲道	岸	宏一君
野沢	国井	正幸君
成瀬	鴻池	祥肇君
仲道	斎藤	滋宣君
野沢	陣内	孝雄君
成瀬	佐藤	昭郎君
仲道	鈴木	正孝君
野沢	田浦	直君
成瀬	田村	公平君
仲道	武見	敬三君
野沢	中島	月原
成瀬	鶴保	茂皓君
仲道	中島	啓雄君
野沢	太三君	弘文君

岩崎	上野	岩永	上野	岩崎
純三君	公成君	浩美君	公成君	純三君
千景君	紀文君	加藤	紀文君	千景君
安君	勝年君	景山俊太郎君	秀久君	尾辻
狩野	金田	金田	大野つや子君	大野つや子君
要人君	勝年君	勝年君	秀久君	秀久君
木村	北岡	北岡	尾辻	尾辻
仁君	秀君	秀君	大野つや子君	大野つや子君
佐藤	久野	久野	金田	金田
泰三君	恒一君	恒一君	勝年君	勝年君
倉田	倉田	倉田	狩野	狩野
寛之君	寛之君	寛之君	要人君	要人君
須藤良太郎君	佐々木知子君	佐々木知子君	金田	金田
清水嘉与子君	佐々木知子君	佐々木知子君	勝年君	勝年君
佐藤	世耕	世耕	北岡	北岡
泰三君	弘成君	弘成君	秀君	秀君
竹山	田中	田中	北岡	北岡
裕君	直紀君	直紀君	秀君	秀君
谷川	常田	常田	北岡	北岡
秀善君	秀善君	秀善君	北岡	北岡
喜詳君	喜詳君	喜詳君	北岡	北岡
義雄君	中島	中島	北岡	北岡
真人君	真人君	真人君	北岡	北岡
基君	爽君	爽君	北岡	北岡
吉宏君	西田	西田	北岡	北岡
赴君	野間	野間	北岡	北岡

橋本	聖子君	南野知恵子君
服部	三男雄君	日出 英輔君
星野	朋市君	松谷蒼 郎君
水島	裕君	松村 龍二君
松村	龍二君	水島 裕君
村上	正邦君	松谷蒼 郎君
森田	次夫君	星野 朋市君
矢野	哲朗君	服部 三男雄君
山崎	力君	日出 英輔君
脇	雅史君	星野 朋市君
但馬	久美君	水島 裕君
魚住裕	一郎君	松谷蒼 郎君
大森	礼子君	星野 朋市君
吉村剛太郎君		水島 裕君
山下	善彦君	松谷蒼 郎君
依田	智治君	星野 朋市君
沢	たまき君	水島 裕君
浜四津敏子君		松谷蒼 郎君
鶴岡	洋君	星野 朋市君
山本	保君	水島 裕君
森本	晃司君	松谷蒼 郎君
阿部	幸代君	星野 朋市君
岩佐	幹幸君	水島 裕君
大沢	辰美君	松谷蒼 郎君
小池	晃君	星野 朋市君

長谷川道郎君	畑 恵君
保坂	芳正君
真鍋	三藏君
松田	岩夫君
三浦	一水君
溝手	顯正君
森下	博之君
森山	裕君
山内	俊夫君
山崎	正昭君
山本	一太君
吉川	芳男君
若林	正俊君
荒木	清寛君
海野	義孝君
加藤	修二君
木庭健太郎君	日笠 勝之君
木庭健太郎君	福本 潤一君
浜田卓一郎君	松 あきら君
日笠	勝之君
渡辺	一良君
市田	訓弘君
緒方	靖夫君
笠井	孝男君
井上	美代君
市田	忠義君
小泉	亮君
親司君	

反対者氏名

橋本	敦君	須藤美子君
八田	ひろ子君	富樺練三君
筆坂	秀世君	
山下	芳生君	
吉川	春子君	
田村	秀昭君	
高橋	令則君	
堂本	暁子君	
渡辺	秀央君	
佐藤	道夫君	
西川	きよし君	
足立	良平君	
朝日	俊弘君	
石田	美栄君	
今泉	昭君	
江田	五月君	
小川	勝也君	
岡崎	トミ子君	
川橋	幸子君	
北澤	俊美君	
郡司	彰君	
奥石	東君	
佐藤	雄平君	
桜井	充君	
菅原	健二君	
竹村	泰子君	
千葉	景子君	

七
名

立木	西山登紀子君	君枝君	烟野	吉岡	宮本	林	吉岡	吉典君	君枝君	岩本	高橋紀世子君	岳志君	莊太君	戸田	邦司君	貞夫君	一二君	島袋	平野	石井	島袋	魚住	汎英君	
七二名																								
浅尾慶一郎君	伊藤基隆君	今井澄君	海野徽君	江本孟紀君	小川敏夫君	勝木健司君	木俣佳丈君	久保亘君	小林元君	佐藤峰男君	佐藤泰介君	谷林良充君	高嶋勤君	齋藤貞子君	角田正昭君	義一君	西山登紀子君	君枝君	岩本	高橋紀世子君	岳志君	莊太君	戸田	邦司君
浅尾慶一郎君	伊藤基隆君	今井澄君	海野徽君	江本孟紀君	小川敏夫君	勝木健司君	木俣佳丈君	久保亘君	小林元君	佐藤峰男君	佐藤泰介君	谷林良充君	高嶋勤君	齋藤貞子君	角田正昭君	義一君	西山登紀子君	君枝君	岩本	高橋紀世子君	岳志君	莊太君	戸田	邦司君
浅尾慶一郎君	伊藤基隆君	今井澄君	海野徽君	江本孟紀君	小川敏夫君	勝木健司君	木俣佳丈君	久保亘君	小林元君	佐藤峰男君	佐藤泰介君	谷林良充君	高嶋勤君	齋藤貞子君	角田正昭君	義一君	西山登紀子君	君枝君	岩本	高橋紀世子君	岳志君	莊太君	戸田	邦司君

日程第五 特定放射性廃棄物の 法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 特定放射性廃棄物の最終処分に関する

寺崎	長谷川	清君	直嶋	正行君		
広中和歌子君	藤井	俊男君	松崎	俊久君		
本田	良一君	円	より子君	本岡	昭次君	
柳田	稔君	吉田	之久君	柳田	稔君	
大渊	絹子君	梶原	敬義君	吉田	之久君	
照屋	寛徳君	清水	澄子君	大渊	絹子君	
福島	瑞穂君	三重野	栄子君	照屋	寛徳君	
奥村	展三君	野村	栄子君	福島	瑞穂君	
菅野	久光君	有馬	朗人君	奥村	展三君	
阿南	一成君	井上	裕君	菅野	久光君	
市川	一朗君	石渡	清元君	阿南	一成君	
上杉	光弘君	岩城	良三君	市川	一朗君	
海老原義彦君	岩瀬	良三君	井上	裕君	石渡	清元君

羽田雄一郎君	内藤正光君
平田健二君	福山哲郎君
堀前川忠夫君	利和君
松前達郎君	峰崎直樹君
篠瀬進君	堀前川忠夫君
山下八洲夫君	薬科滿治君
大脳雅子君	日下部禧代子君
谷本英夫君	田淵上貞雄君
水野誠一君	山本正和君
中村敦夫君	水野誠一君
阿部正俊君	井上吉夫君
入澤肇君	石井道子君
岩崎純三君	泉信也君
上野浩美君	尾辻秀久君

官 報 (号 外)

平成十二年五月二十一日 参議院会議録第三十号

參議院會議錄第二十號

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十二年五月三十一日 参議院会議録第三十号

第明治二十九年三月三十日
種郵便物認可

発行所
二東京一〇番四號
大藏省印局
二番五十五區虎ノ門四五丁目
電話
03(3587)4294
定価
一本一〇〇円